

# 令和5年第4回美幌町議会定例会会議録

令和5年6月19日 開会

令和5年6月21日 閉会

令和5年6月21日 第3号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 11番 大江道男君  
10番 吉住博幸君
- 日程第 3 同意第 4号 副町長の選任について
- 日程第 4 同意第 5号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 25号 動産の取得について〔除雪トラック〕
- 日程第 6 議案第 26号 動産の取得について〔各小中学校用電子黒板一式〕
- 日程第 7 議案第 27号 工事請負契約の締結について〔旧ゆうあいセンター解体除却工事〕
- 日程第 8 議案第 28号 工事請負契約の締結について〔リリー山スキー場リフト電動機等交換修繕〕
- 日程第 9 議案第 29号 美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第 10 議案第 30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 11 議案第 31号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 32号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議案第 33号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 34号 令和5年度美幌町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 15 議案第 35号 令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 16 議案第 36号 令和5年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 17 意見書案第2号 特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく抜本的改正を求める意見書について
- 日程第 18 意見書案第3号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第 19 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 日程第 20 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について
- 日程第 21 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
- 日程第 22 意見書案第7号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 23 報告第 4号 令和4年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 24 報告第 5号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第 25 報告第 6号 例月出納検査報告について(2月~4月分)
- 日程第 26 議員の派遣について
- 日程第 27 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番	木 村 利 昭 君	副議長	2 番	馬 場 博 美 君
3 番	横 山 清 美 君		4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	宮 崎 奈 津 江 君		6 番	上 杉 晃 央 君
7 番	稻 垣 淳 一 君		8 番	藤 原 公 一 君
9 番	伊 藤 伸 司 君		10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	大 江 道 男 君		12 番	松 浦 和 浩 君
13 番	大 原 昇 君	議長	14 番	戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	高 木 清 君	教 育 委 員 会 長	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
町 民 生 活 部 長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	那 須 清 二 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者	田 中 三 智 雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危 機 対 策 課 長	弓 山 俊 君	政 策 課 長	冲 崎 寿 和 君
財 務 課 長	吉 田 善 一 君	町 民 活 動 課 長	佐 久 間 大 樹 君
戸 籍 保 険 課 長	佐 々 木 齐 君	税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		保 健 福 祉 課 長	中 尾 亘 君
社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 藤 寿 君
農 林 政 策 課 長	橋 本 勝 君	商 工 観 光 課 長	影 山 俊 幸 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		建 築 主 幹	宮 田 英 和 君
み ら い 農 業 課 長	午 来 博 君	上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君
建 設 課 長	森 口 尚 博 君	地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君
環 境 管 理 課 長	鶴 田 雅 規 君	教 育 部 長	遠 藤 明 君
病 院 総 務 課 長	以 頭 隆 志 君	学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君
事 務 連 絡 室 次 長	藤 田 静 思 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 野 謙 司 君
学 校 教 育 課 長	多 田 敏 明 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	遠 國 求 君
社 会 教 育 課 長	立 花 良 行 君		
博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君		
監 査 委 員 会 事 務 局 次 長	小 室 秀 隆 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	遠 國 求 君	次 長	小 室 秀 隆 君
---------	---------	-----	-----------

議 事 係 長 高 田 秀 昭 君      庶 務 係 長 村 田      剛 君  
庶 務 係 金 子 未 准 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和5年第4回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番宮崎奈津江さん、6番上杉晃央さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（戸澤義典君） 日程第2 一般質問を行います。

第2日目に引き続き、通告順により発言を許します。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） [登壇] 私

は、既に通告をしております3点について、質問を行います。

1点目は、学校給食費無償化についてであります。

第1子、第2子助成の具体的な内容と今後の見通しについてお聞きいたします。

町長公約の第1子、第2子に対する学校給食費負担の段階的な軽減は、小中学校保護者から「無償化ではないけれど大きな前進」と喜ばれています。

具体的な実施時期、助成内容及び無償化に向けてのスケジュールをお示しいただきたいと思います。

二つ目は、義務教育費無償原則との関連についてお聞きいたします。

小中学校の給食費無償化は、市町村単独では財政的に厳しい状況にあり、憲法26条の義務教育費無償原則から、国において一刻も早い実施が求められていますが、岸田政権の異次元の子育て支援でも一切このことについては触れられていません。

全国知事会、全国町村会などの国に対する要請状況を具体的にお示しいただきたいと存じます。

2点目は、国保税の子供課税の減免についてお聞きいたします。

国保税の子供への均等割課税は、負担能力のない子供への課税、子育て支援に逆行すると、全国的に子供への均等割課税廃止を求める声が高まっておりまして、少子化対策、子育て支援の観点から、近年、全国的に子供に対する均等割の減免を実施する市町村が急速に広がっています。

「子育て支援・美幌」を町内外に目に見える形で示すために、具体的に美幌町税条例に子供がいることを特別な事情とする18歳未満の子供への均等割課税の減免規定を制定すべきと考えますが、町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

3点目は、ボランティアパスポート制度などについてであります。

美幌町のボランティア活動は全道的に高い評価を受けており、同時に高齢者の積極的な社会参加の結果、健康寿命が高い町との評価にもつながっております。

一方で、美幌町は、高齢者への自動車運転免許証の積極的な返納を呼びかけており、返納することで社会参加の手段が奪われることになってはならないと考えますが、次の点について町長のお考えを伺います。

一つ目は、男談農園や日産前花壇造成、その他のボランティア活動参加などを目的にした申込みバス「もーびー」の乗車を無料とするボランティアパスポート制度などを制定してはと考えますが、町長のお考えを伺います。

二つ目は、博物館の特別展やK I T E Nへの訪問など、町民の行動範囲が広がっておりまして、新たな「もーびー」の利用範囲や利用時間の拡大が求められております。

毎日の運行とははならなくても、隔日運行、週末運行などを含めて検討すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

三つ目は、町内ではまちおこしや景観美化など、ボランティアを求める声があります。

高齢者などの積極的な社会参加を促すために、美幌町としてボランティアの需要と供給を積極的にマッチングする高齢者等への積極的な社会参加事業に着手してはと考えますが、町長のお考えを伺います。

以上、最初の質問といたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

初めに、学校給食費無償化についてですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、町長1期目の公約に掲げた第3子以降の多子世帯への給食費無償化をこれまで実施してまいりましたが、本来、無償化は義務教育費の公的負担の原則から、国が費用

負担の責任を果たすべきとの考えで、これまでも答弁させていただいております。

しかしながら、国の対策が進まない中で物価高騰は今も続き、今後も歯止めが利かない見通しであり、子育て世帯の家計はさらに逼迫が懸念されるとの強い思いから、まずは、町として何らかの早急な支援が必要との考えのもと、2期目の政策として、第1子、第2子に対する学校給食費の段階的な負担軽減をお示しさせていただきました。

御質問の1点目、第1子、第2子助成の具体的な実施、助成内容及びスケジュールであります。現在、段階的な負担軽減策に係る制度設計中のため、現時点ではお示しできませんが、早期実施に向けて取り進めておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、無償化は将来にわたる継続事業であるため、財源確保も大きな課題の一つであります。

このため、今後とも国の動向を注視しつつ、財源確保に向けた取組強化を図りながら、適切な支援をしっかりと充実させ、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の全国知事会や全国町村会などの国に対する要請状況であります。全国町村会では、全国知事会や全国市長会との連名により、子ども・子育て支援施策に係る経済的支援の強化として、教育費等の負担軽減についてさらなる支援を訴えてきたところでありますが、給食費の無償化を具体的に明記した要請には至っておりません。

このため、近く国が実施する給食費無償化に向けた実態調査などを通じて、完全無償化の早期実現のため、機会を捉えてしっかりと訴えてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国保税の子供課税の減免についてですが、現在、本町では、町税に係る独自

の減免事由に対応するため、美幌町税条例第157条第1項第3号に「その他特別な事情がある場合」と規定しております。

これは、例えば、災害などによる被災者を受入れした場合、資力が回復するまでの期間、税負担を減免して生活改善につなげるなど、その地域で生じた事案等に対応するために規定しているものであります。

御質問の国保税の子供課税の減免についてですが、18歳未満の子供の均等割課税の軽減を減免制度に規定することは、現在の本町における特別な事情による減免規定の考え方と併せ、国保の現行制度の下では、逆にその負担を他の被保険者あるいは町民全体で負わなければならないという問題から、他の納税者に対する十分な理解を得る必要があります。

こうしたことから、国保税の負担軽減によって、子育て世帯を支援することの意義は理解しているものの、慎重に検討の上、判断すべきと考えております。

また、国保制度の都道府県化によって、財政の責任主体となった北海道では、統一保険料の実施も見据える中、現行制度下において、減免制度を活用しての子供均等割額の軽減拡大は好ましい取組ではなく、財源補填の考え方についても、仮に不足財源を一般会計から繰入れた場合には、禁止されている赤字補填に該当するとの見解を確認しているところであります。

しかしながら、北海道としても、子供均等割課税の軽減対象の拡大は、全国知事会を通して要望しており、子育て支援の観点からもその必要性は十分認識されているところであります。

本町におきましても、子育て支援の観点から、子育て世帯の負担軽減を図っていくことは非常に重要なことであると認識しておりますが、子供均等割課税の軽減対象の拡大は、個々の市町村が財政問題を抱えながら導入するのではなく、国が制度として取り組むべきと考えており、今後も引き続

き、北海道町村会などを通してしっかりと要望を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、ボランティアパスポート制度等について。

1点目のボランティアパスポート制度等の制定に関する考え方についてであります。本町におけるボランティア活動は「自主性・自発性」「社会性・連帯性」「創造性・先駆性」といったボランティア活動の基本理念の下、町民の皆様が積極的に行っていただいておりますが、活動場所への移動手段を持たずに公共交通機関に頼らざるを得ない方々に対する支援は、ボランティア活動を推進していく上で課題であると認識しております。

御質問の申込みバス「もーびー」を活用した移動手段の確保につきましては、他の手法も併せ、各ボランティア団体等の意見をお聞きしながら、どのような活用、支援が効果的、効率的なのかを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の申込みバス「もーびー」の隔日運行、週末運行の考えについてであります。もーびーにつきましては、昨年4月の運行開始以降、アンケート調査の実施など利用者の声を聞きながら、その中でも特に要望の多かった日曜日の運行につきましては、昨年10月から早速開始したのをはじめ、路線バスと申込みバスで利用できる共通回数券の導入を行うなど、さらなる利便性の向上に努めているところであります。

御質問の利用の範囲及び時間の拡大についてでございますが、まず、利用範囲の拡大につきましては、これまでのアンケート調査や地域における声などからも必要と考えております。

現在、もーびーが乗車できるバス停は104か所あり、路線バスが通らない地区にも、もーびーの専用バス停を設置するなど、市街地におきましては、ほとんどの地

区で、その利用が可能な体制で運行を行っているところではありますが、中でも、御質問にもありますが、本年4月に新たに開設されたK I T E Nへの拡大につきましては、みどりの村への拡大も併せて、7月1日からの実施に向け、現在準備を行っております。

まずは、試験運行として実施する予定としておりますが、併せて、その他要望のある箇所についても、その必要性を確認の上、検討を進めてまいります。

次に、利用時間の拡大であります。こうした要望は利用された方からもお受けしておりますことから、路線バスなど、もーびー以外の町内における公共交通の状況を検証の上、最も効果的で利便性のよい方法について整理が整った時点で、随時改善を図っていきたくと考えております。

今後におきましても、町民の移動手段についての重要性を十分に認識し、本町の実情に即した公共交通の充実に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

3点目の高齢者等への積極的な社会参加事業に着手する考えについてであります。本町には、有志で構成されたボランティア団体が多数存在している中、211人の皆様が美幌町ボランティアセンターに登録し、様々な場面において活躍されております。

息の長いボランティア活動を続けていくために、美幌町ボランティアセンターでは「できる人ができることをする」を提唱し、令和2年1月からは、地域を支える「ささえ手」の皆さんが楽しみながら活動を続けていけるよう、ボランティアポイントに取り組むとともに、需要調整をボランティアセンターで行っているところですが、近年、高齢化に伴う担い手不足や体力を必要とする活動の縮小等の課題が挙げられております。

今後におきましても、美幌町社会福祉協議会と連携し、年齢を問わず、ボランティ

ア活動の意義、共助の必要性を多くの皆様に知っていただきながら、参加者の増加を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 再質問を行ってまいります。

最初は、学校給食費の第1子、第2子無償化に向けての取組でございます。

法律上、給食費の負担区分は設置者及び保護者とされております。保護者負担は、途中で光熱費の負担は外されましたが、現在、食材の購入費は保護者の負担と、このように残っております。

この経過を私も調べてみたのですが、国も当然に父母負担でよいと、当初から考えていたわけではないという経過がございます。

学校給食法の制定は1955年9月。この時点では、9月に事務次官通知を発出しておりまして、保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体その他の者が児童の給食費の一部を補助する場合を禁止する意図ではないということで、全面的に父母負担が当然だという立場はとっておられないのですね。

しかし、相当長い間、食材については父母負担ということで、今日まで続いているというのが実態でございます。

これは、全国で学校給食は無償にすべきだと、義務教育の一環でしようという大規模な運動が起こってまいりました。

近年、無償化が市町村段階で進んできておりますが、そのときに学校給食法を盾にとって、法律で決まっているではないかということで、現場では解釈をめぐって相当なぶつかり合いがありました。

そのような経過を受けて、実は、2018年12月に文部科学委員会で「1954



年9月の事務次官通達で一部の補助はいいがと、このようにあるけれど、自治体などがその判断によって、全額補助することを否定するものではないのではないか」ということが質問されまして、その当時の文科大臣が「そのように理解されるどころだ」と答えておりました。

この点で、父母負担は当然だということだけではなくて、それに対する公費の負担などに晴れて道が開かれているという経過がございまして、急速に無償化が広がってきたところであります。

そのような中で、2022年度、政府がコロナ感染症対応地方創生臨時交付金の中で、給食費の軽減に使うことを促して、全国1,700市町村の3割が給食費無償化を行ったという情報がございます。

全国的には、財源があれば直ちに給食費無償化をやりたいという状況が、この中にあるのだと思っています。

あわせて、現在の学校給食法は2008年に改正されております。学校給食の目的は、これまでは学校給食の普及、充実という側面が強かったのですが、学校給食を活用した食に関する指導を通じての食育の推進、この部分が加わりました。

明らかに教育の一環として位置づけられたと述べられておりますが、義務教育はこれを無償とすると、憲法26条が国に求めているとおりの状況が今、出来てきているのではないかと思います。

しかし、依然として法律が変わらないということも含めて、学校給食費の無償化問題は、地方の問題ということにとどまっていると思うのですが、この点に関して町長はどのように認識されておりますか。

まず、伺いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 学校給食については今、大江議員が後段で、地方の問題に振り替わってきているということに対して、私は同じ考えを持っています。

同じというのは、地方の問題ではなくて、国がしっかりやるべきことだと思っております。

原則論を言うのであれば、憲法26条に基づいて、途中で学校教育に食育を含めるといった中で、何で国が責任持ってやらないのかというのは、ずっと思っております。

ですから、私が町長になったときから、この問題は国がしっかりやるべきことを言い続けていたのですけれど、現実問題としてそれでは何も変わらないと。

それから、そのようなことがあった時に、最初は多子世帯ということで無償化をさせていただきました。

今回もコロナがある程度落ち着いてきた中で、経済状況は子育てをする、子供たちを育てる方に対しては負担がもう大変だということを考えれば、それは何かやらなければならないということで、給食費の段階的軽減ということの一つの公約として挙げたところであります。

最終的に、無償化にすぐ踏み切れないというのは、やはり地方負担になるということでもあります。

ですから、この辺の財源確保も含めて、例えば、コロナ交付金でパッと充当するということについて確認しましたが、食材が上がるということに対しては可能だけでも、新たに無償化スタートの財源とするということについては、好ましくないと私は聞いておりました。

これをやり始めた以上は、しっかり継続していけるような体制で進めたいという思いでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） この点で、義務教育の無償の範囲の中に学校給食も含まれているという国会での答弁が、実はございました。

確認をしたのですが、これは学校給食法ができる以前の1951年3月19日の参議院文教委員会で、当時の政府委員局長がこのように答弁しています。

「憲法に定められております義務教育の無償をできるだけ早く、広範囲に実現したい」ということは、政府としての根本的な考え方でございます。

中略いたしますが、要するに、義務教育を教育として実施する場合に、必要な経費は公共から出しまして、義務教育を受ける立場からは、これを無償とすることといたしたいという理想を政府として持っている。

すなわち、その内容といたしましては、現在は授業料が無償化でございますが、そのほかに教科書、それから学用品、学校給食費、なおできれば交通費ということも考えております。

これは、戦後の間もない時点ですが、憲法が制定されて、それをどう実施するかという立場の政府委員が、当初からこのように答えていたということなのですね。現在と相当違っているということです。

なお、併せて申し上げますと、最終的に学校給食法は、閣議決定で内閣が提出するという中身になってはいますが、その前段の参議院段階では、各党の委員が一致して義務教育はこれを無償とするという立場の見解で一致していたということも含めて、時の政党の構成によって途中で大きく変わると。内閣の判断がそこに入ったということも含めて、憲法の定めは、時の政治権力者に対する求めです。

それを受けて一様ではなかったということも、現在考えていかなければならない大変大事な側面ではないかと、私は思っています。

あわせて、御紹介したいと思っておりますが、実は今、政府も少子化対策に取り組むに当たって、いろいろな調査を行っており、2020年の内閣府の調査で、少子

化対策のための国際意識調査というものが行われています。

あなたの国は子供を産み、育てやすい国かということ、日本人に聞いたら、とてもそう思っているというのは僅か4.4%です。フランスは25.5%、ドイツは26.9%、スウェーデンに至っては80.4%がとてもそう思うと答えている中で、異常な低さであります。これは、子育て中の若い人たちに対する質問です。

そして、日本で育児を支援する施策として何が重要ですかという質問に対して、教育費の支援・軽減が69.7%、断トツになっています。2番目は、子育ての経済的負担の軽減、49.3%ということで、1位、2位が結局、子育てにお金がかかり過ぎるということをはっきりと示しております。

少子化対策を言うのであれば、今、問題にしている学校給食など、美幌町のアンケートの第1位です。

町に望みたいのは、教育費の負担軽減というのが第1位ですが、やはりその点で財政的な余裕が若干でもあれば、第一に取り組むべき事柄だということは、政府の調査の中でもはっきりしてきていると思います。

その点で、どのように制度設計をしていくかということについては、これからの課題だということですが、ぜひ第3子無償化、その次に、第1子、第2子をどうするかということでもあります。

私は、せめて2分の1の負担からスタートするということを、ぜひ御検討いただきたいと思います。

かつて、私も美幌町の少子化問題について一般質問したことがあります。昨年度1年間で61名しか子供が生まれない町ということで、これは異常事態だと思います。

これを解決する上で、大変大事なテーマだと思いますので、早急に父母の期待にこたえて、積極的な内容で負担の軽減を図っ

ていただきたいということを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 学校給食については今、大江議員からいろいろ言っていたとおおり、私も思うところはたくさんあります。

経済新聞で子供が消えるという特集記事を毎回やっているのですけれども、やはり今言われた中で、日本においては、きちんと憲法で義務教育は無償と定められているのではないかと。でも、現実には違うよねという話。

そして、大江議員が状況をお話いただいた給食費、隠れ教育費も含めて非常に大変だと。

一つの事例とすれば、今、国際意識調査の中でスウェーデンがというのは、スウェーデンは当然、全て無償という中で、非常に恵まれているところと余りにも差があり過ぎるという話をされていて、その中で美幌が今何をやるかという部分でいくと、戻りますけれども、学校給食の段階的軽減をしたいと思っています。

今、なかなか細かくまではお話ししておりませんが、具体的なものはもう担当に指示は出しております。

それで、時期的なお話をさせていただければ、できれば10月以降に反映されるような形で提案できればと思っています。

ですから、9月議会に向けて、またこれから皆様というのは、議会議員の皆様いろいろな相談しながら、今の子育て、第1子、第2子の子供たちに対する給食費の軽減についてしっかり提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 時間の関係がありますので、次の項目に移りたいと思います。

国保税の子供課税の減免についてであり

ます。

御答弁の中で、美幌の町税に係る独自の減免、事由に対応するために、その規定はその他特別な事情がある場合ということでございます。

昨年度1年間に61名しか子供が生まれなかったということは、町民的に大きなショックを与えています。

このままでは美幌町が消滅していくのではないかということにつながっているからでございますが、この61名の中に当然、国保の御家庭に属する方がいらっしゃると思います。

年々少なくなってきているとは思いますが、何人ほどいらっしゃるのでしょうか。あるいは、18歳未満の子供さんの数について、改めて何人ほどいるかということ、まず押さえたいと思います。

結局、特別な事情にあるのだと思うのです。子供が生まれないということ、町全体としてこれは大変な事態だということなので、少子化対策を税の上からもしていく必要があるのではないかと私は思います。

全道で2市5町ですか、広域連合も含めていきますと、いずれも少子化対策のために18歳未満の子供の均等割を減免すると、私はそのとおりののだと思います。

その点で、実は町民的な共通認識する上でも、お子さんの割合はどのようになっているか、1人でも多く生まれればみんなうれしい話になっていると、それに繋がっていきますので、ぜひ、明らかにしていただきたいと。

あわせて、他の健康保険制度で子供が生まれたら課税すると、このようなばかみみたいな健康保険制度は、ほかにあったらお示しいただきたい。

ないと思うのですが、その点、まずお聞きいたします。

○議長（戸澤義典君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木 齊君） 御質問いただきました未就学児、子供の国民健康

保険の加入人数でございますが、未就学児は、5月現在で81名となっております。そのうち、0歳児が7人、1歳児が11人となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、子供が加入することによって保険料負担が増える制度があるかという御質問でございましたが、現在承知しているところでは、そのような制度があるというのは確認しているところではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 町長や担当部課長さんが加入されております市町村職員共済組合、これも子供が生まれれば税がかかりますよと、こんなばかなことはないのです。

しかし、保険税が他の保険制度に比べて2倍高い上に、子供が生まれたら、あるいは18歳まで、小学校、中学校、高校と一切の収入のない、所得のない子供たちに課税しているということを、私は特別な事情ということで、町が位置づけて全然問題ないと。よその保険制度に入っている方から、何で国保の均等割を免除するのに税を使うのかと言われれば、そのように答えればいいではないですか。あなた方が入っている保険税は一切ないのですと。

子供が生まれてうれしい話が、当事者にとってみれば税が増えると。ここを減免の事由にするということは全然問題ないと思ひますが、いかがですかね。

時間の関係上、併せてお聞きします。

最初の答弁の中で、減免制度を活用して子供均等割額の軽減拡大は、北海道の見解としては、好ましい取組ではないと。

仮に、不足財源を一般会計から繰入れた場合は、禁止されている赤字補填に該当するとの見解が示されたということです。これは、従来の厚生労働省が出している法律に基づいて、減免の場合に赤字繰入れとは

認めませんと、やれますという見解と明らかに矛盾する見解だと思ひますが、これは何を根拠に示されたものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） まず、子供が生まれたときに国保税が課税されるというのはおかしいという部分の意見について、私も同感であります。

それであれば、それぞれの町が自由にそれをやめるなり、変えればいいではないかという話は、私は賛同できません。

本来、大江議員も私もそれはおかしいというならば、その制度自体、国として改めることをやらないと、後半にお話しした、それであればこのような考えにより、美幌がそれをしないとかするという話ではないと、私は思っています。

今、国保税については、制度の中身は別として、やはりどの町に住んでいても同じ適用が受けられるように、北海道が統一すると、一本化するというを進める中においては、私はそのことをきちんとすべきだと。

どこかが争って、私の町のほうが有利ですということではないと、このことについては思っております。

2点目については、担当からお話をさせていただきたいと思ひます。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 子供への均等割の在り方につきましては、各地方公共団体からの要望等もありまして、現在も国において引き続き検討がされているという状況は、御承知のことかと思ひます。

私からは、今現在あります制度的なこと、または、現在の事情につきまして、若干御説明をさせていただければと考えてございます。

まず、減免に対する繰入れ等の考え方、そのような基準につきましては、直近でございますと、令和4年7月に厚生労働省の事

務連絡によりまず通知が来てございます。

その通知によりまずと、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適切ではないとして、例えば、子供世帯の保険税を画一的な基準で軽減するための法定外の繰入れ、一般会計からの繰入れについては、赤字補てんとといったことで位置づけるといった通知が示されているところでございます。

議員も御承知のとおり、国民健康保険制度につきましては、加入者が保険税を負担いただいているということによりまして、加入者皆様への保険給付事業が賄われてございます。

それぞれの世帯人数、状況に応じて御負担をいただいているわけでございますが、このことにより、全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利を有することにもなっているということもございまして、一定の保険料負担を規定して、国民健康保険制度が成り立っているというところでございます。

減免の仕組みにつきましては、国民健康保険制度がこのように相互扶助により運営されている制度理念に鑑み、基本的には、減免の実施は個々の事情を勘案して行うという考え方に合わせて基づきますと、特定の一定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことにつきましては、現制度下においては特に慎重に取り扱わなければならないと考えてございます。

また、国民健康保険税ということもございしますが、こちらも御承知のとおり、軽減することにつきましては、公平性という観点から、ある意味では、広く議論を行いながら、他の被保険者の理解を得ていく必要についてもあるのではないかと認識をしているところでございます。

さらには、町長からも御答弁申し上げましたが、国保制度の都道府県化が平成30年度より実施されてございます。

今後、北海道内のどの地域に住んでい

ても、保険税の負担額を同じとする統一保険料となることが示されておりますので、国保税額の算定、あるいは額の軽減などにつきましては、市町村の裁量といたしますか、独自の取組につきましては、そのような方向性にはなくなってきているということも、実際のところでございます。

子育て支援の充実につきましては、重要な施策ということで、我々担当も認識しているところでございます。しかし、個々の市町村が独自に実施する上では、現制度下において非常に難しい部分が実際のところ多いという現状もございまして、実施には至っていないという状況にもございまして、御理解いただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 質問時間の都合上、これ以上、触れにくいのですが、私は道議会を通じて、今回美幌町に示した見解の根拠は何かということを確認いたしました。

その結果、未就学児の半額減免に対する各地の質問に対する回答というものの中に、今指摘された部分が含まれてきていると。

それを一般化して、あたかも国保料の場合は国保法77条ですが、私たちは国保税なので、地方税法第717条の規定を活用したもので減免を行った場合に、従来は、決算補填等目的の法定外繰入れについては、これは駄目ですと。

一般会計からの繰入れは駄目ですとなっておりますが、決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入れは、認められているのですね。

それを今回、7月の事務連絡の中で、これらを一緒くたにして、あたかも一般会計からの繰入れは駄目ですと読み取れる中身に実はなっているのです。

当然、これは本当にどうなのかという問

合せが各地から党の国会議員団のところに  
来まして、それで、参議院の田村事務所から  
照会を出しました。

それに対し、昨年12月14日付で「国民健康保険法第77条に基づく減免は、被保険者の個別の事情に応じて実施するものであり、一律に保険料の負担軽減を図るためのものではないことから、当該減免額に当たるための一般会計繰入れは削減解消すべき赤字には該当せず、決算補填等目的以外の一般会計繰入れと整理している」ということで、それは従来どおり認められるという回答書が寄せられて、これも実物を送っていただきました。

時間が全然ないので、都道府県化の根本的な理由は、住民に一番近い市町村が、高い保険負担を軽減するために、いろいろ知恵を絞って、一般会計からの繰入れで減額をしてきたのです。

それをどのようにさせないかということで、都道府県化が図られているということ考えた場合、やはり、住民に最も近い市町村として、その状況の下で手だてを図るべきだと思います。

そのことは、これからもあえて申し上げていきたいと思います。

最後にならざるを得ないのですが、ボランティアパスポート制度等の質問に対して、全体的には非常に前向きな御答弁をいただきました。

これからもボランティア団体などと積極的に意見を聞くという形で町長が進められると思いますが、願わくば美幌町で老後を迎えることが、健康で長生きできるまちだという評価につながるような施策として実るように、ぜひ、期待を申し上げたいと思います。

担当課からデータもいただいて、美幌町の要介護認定率が全国、全道よりも低いと。健康な方がそれだけ多いということは、データの上でも示されていると。社会的な評価も非常に高いのですが、その点で

さらに上もあるようです。

どうして要介護認定率が美幌町より低い町があるのかということでは、いろいろ研究もしていく必要があると思いますが、その一端は、やはり、動けるときは世のため人のためになる活動をし続けたいと、そう願って頑張っておられる人たちが、実は、介護認定率も口にされているのですね。

美幌町は低いので、このようなところで知り合いのお年寄りを呼んできたいと、いい町なのだと胸を張ってお誘いができるようなまちにつながる施策を、ぜひ、これからも続けていっていただきたいということだけしか申し上げられません。

町長が、いろいろな団体の人たちと意見交換を積極的にされているということも承知をしておりますが、より一層いいお答えをされますことを祈念して、私の質問は終わります。

○議長（戸澤義典君） これで、11番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は11時10分とします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 通告に従って質問させていただきます。

その前に4年間、このような場所、空き家にしておりましたので、私自身は喜びでいっぱいであります。

その4年間の中で、やはり、町会議員としてどのような形の質問をしたらいいのかな、このようなことをじっくり考えておりました。

そこで、ちょっと余談でありますけれども、職員の皆様におかれましては、そのこ

とも含めて丁寧なる御返答をいただければありがたいかなという思いであります。

ですので、前もって、答弁の内容でなく、答弁の仕方という意味で、御理解を賜りたいと存じます。

では、項目に従ってお話しさせていただきます。

1点目、建築物・工作物等の解体・改修の町補助金対象の要件についてであります。

一つ目、工事の法令遵守状況確認についてであります。

2022年4月から着工の工事の法令遵守状況確認を行っているか、お聞かせ願いたいと存じます。

二つ目、申請時における石綿、簡単に言えばアスベストのことでありますけれども、事前調査・結果報告費用についてということです。

申請時に工事の見積書で、石綿、アスベスト工事調査結果報告費用項目が明確に区分されて記載されているかの確認を行っているか、併せてお聞かせ願いたいと思えます。

三つ目、石綿、アスベスト含有建材調査等の周知についてということでもあります。

令和5年、今年10月から実施される石綿、アスベストのことでありますけれども、含有建材調査等の資格者が調査を行うことについて、広報等で周知すべきと考えていますが、いかがでしょうかということでもあります。

大きい項目の2点目であります。

美幌町現場代理人常駐義務緩和措置要領一部改正についてということなんです。

質問内容は、要領第3条第1項中「連絡員を工事現場に配置させ」とありますが、2件、これは、工事現場の件数のことです。2件もしくは3件の工事現場が同時に実施施工する場合と、明らかにそれぞれの実施工が重ならない場合とでは考え方が異なるのではないかと思いますので、それに

対しての考えをお聞かせ願いたいと思えます。

次、3点目であります。

コロナ禍における危機管理体制についてということなんです。

一つ目、役場庁舎等公共施設における水際対策について。

令和4年10月時点での水際対策をどのように考えられていたのか、お聞かせ願いたいと存じます。

二つ目、職員の行事・イベント参加の在り方について。

職員の行事・イベント参加の在り方を今後どのように考えているのか、併せてお聞かせ願いたいと存じます。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕吉住議員の御質問に答弁いたします。

建築物・工作物等の解体・改修の町補助金対象の要件についてですが、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正に伴い、令和4年4月1日より、建築物においては、解体部分の床面積の合計が80平方メートル以上の解体工事、請負代金の合計が100万円以上の改造または補修工事、工作物においては、請負代金の合計が100万円以上の解体、改造または補修工事に該当する場合、労働基準監督署及び北海道へ石綿の事前調査結果報告が必要となりますが、令和5年10月1日からは、有資格者による事前調査結果報告が必要となります。

御質問の1点目、工事の法令遵守状況の確認ですが、建設工事の元請け業者が石綿の事前調査結果報告義務を負うことから、住宅リフォーム工事事業者に対し、制度について書面で周知を図っており、法令遵守の状況確認は行っておりません。

2点目の申請時における石綿事前調査・結果報告費用項目についてですが、見積書は、石綿の事前調査結果報告を前提に作成

されていることから、具体的な工事の施工内容に関する確認を行っているところであり、石綿の事前調査報告費用に関する項目としての確認は行っておりません。

3点目の石綿含有建材調査等の周知につきましては、令和5年10月1日からは、有資格者による事前調査・結果報告が必要となることから、町広報やホームページ等により周知を図りたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、工事現場における連絡員の配置についてですが、美幌町現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第3条第1項に規定しております連絡員の配置につきましては、現場代理人が現場を離れる際におきましても、適正に現場を管理するため、発注者との連絡に支障がないように規定しているものであります。

御質問であります明らかにそれぞれの実施工が重ならない場合につきましても、現場代理人の常駐義務緩和による兼任の条件として、連絡員を工事現場に配置させることとしておりますが、工事の状況により、安全管理等が確保される場合は、監督員と協議の上、連絡員の配置を要さないことも可能と考えます。

なお、要領につきましては、細部の取扱いを明記するなど、必要な見直しを図ってまいります。

次に、コロナ禍における危機管理体制についてですが、令和4年10月時点での役場庁舎等公共施設における水際対策につきましては、全国的に新規感染者は令和4年8月をピークとする第7波が終息に向かい、減少傾向にあった時期ではありましたが、本町においては、休園や学級閉鎖等が発生し、感染拡大が危惧される状況であったことから、町長メッセージを様々な媒体で発信し、町民の皆様に感染防止対策への協力を呼びかけていたところでありました。

来庁者及び職員の感染対策につきまして

は、出入口に手指消毒用アルコールと検温器を設置していたほか、来庁者対応カウンターや執務室内に飛沫防止パネルを設置するとともに、職員には昼食時の黙食を徹底するなどの感染対策を講じてまいりました。

また、町民会館など教育施設においては、感染対策等を明記した注意事項の配布や掲示などによる啓発、各種講座や行事等の開催時においては、利用者数の制限や参加者の距離の確保などの三密回避、施設利用後における設備等のアルコール消毒等を行うなどの感染防止対策を講じてきたところであります。

次に、職員の行事・イベント参加の在り方を今後どのように考えているかにつきましては、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に変更となり、これまで国の基本的な対処方針に基づき一律に求めてきたイベント開催時における感染対策は、個人や事業者の自主的な判断に委ねられたところでありました。

このことから、職員が自治会や学校等の行事やイベントに参加する際には、職員が状況に応じて感染対策を自主的に判断することとしており、現在、職員に対して一律の感染対策は求めていない状況であります。

なお、町が主催する会議や行事、イベントにおいては、状況に応じてその都度、感染対策の必要性を判断することとしており、町内で感染が拡大するなど感染対策が必要と判断した場合には、室内の換気対策や職員にマスク着用を求めるなど、状況に応じた感染対策を講じてまいります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長、申し訳ございません。

私は、大きい項目三つ、お聞きしており



ますけれども、今の答弁を聞いておりました、大きい項目の、再質問の順番を入替えたいと思いますが、御了解いただけるでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） はい。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） では、三つ目の話をさせていただきます。

コロナ禍における危機管理体制ということで、改めて、質問内容を繰り返させていただきます。

令和4年10月時点での水際対策をどのようにお考えかということに対して、今の答弁、体をなしていないなというのが、率直な意見であります。

というのは、本年3月。あえて細かく言えば、令和5年の3月、そして、今の時期、国が示しているコロナに対する考え方という視点での話ではなくて、しつこいようでありますけれども、令和4年10月頃とあえて申し上げます。

実は、私がお聞きしたかったのは、行政が危機管理体制という意味で、どのような立場かということにあります。

ですから、私の一般質問の仕方が悪いとするならば、改めて、その観点で話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

令和4年10月頃、平野浩司美幌町長、あなたにも、高崎利明副町長、あなたにも、矢萩浩教育長、あなたにも。

役場職員の多くの方が、地下と言ったほうがいいのでしょうか、エレベーターの階数でいえば、地下から出入りしております。

私の見る範囲では、誰一人、体温を測るわけでもない、消毒液があっても消毒をするわけでもない。自分が持っている出勤簿の確認、カードをピッとして、すかさず自分の部署に入っていく。その意味でおかし

いじゃないですかと。

庁舎にお尋ねの町民の方々に、玄関口で消毒をしてください、検温をしてくださいという皆さんが、なぜしないのか。

今の3名の方々に、町民という立場でお話ししたことが、私自身のことですから記憶に残っています。

その問いかけがなかったかあったか、まずここから御三方に確認させていただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今は議員でございますけれども、当時、吉住さんから職員が入退するときに、本来の検温と手指消毒がされていないよということは、お伺いいたしました。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 今、吉住議員がお話しした件でございますけれども、私は本年の1月10日に、直接、庁舎出入口の検温、アルコール消毒について、職員が対応していないということはお聞きしております。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩浩君） 私も今年の1月中旬だったと思っておりますけれども、庁舎の中で吉住さんからそのようなお話をお伺いしたという記憶はございます。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 確認をさせた気持ちで、次の話を進めていきたいと思っております。

今回、コロナは、全社会的に言っても不幸な出来事。私が申し上げたいのは、このコロナ禍も災害の一部だと。発生したときは人の努力では防ぎきれない、そのあとは皆さんの知恵とか努力で、何とかそれを防ごうと。そのような状況においての危機管理体制、行政の役割というもの、市町村の責務ということで、人の命を守らなければならないと、うたわれているなどは感じ

取っています。

その拠点となる行政の皆さん方が、町民に求めていることと、どこでなされているか分かりませんが、自分たちがやっていること。

3年前を思い出してください。外国から観光客船が来た。港がテレビにも映りました。疫病の疫、品物の貿易ではなくて疫病の防疫、疫病を防ぐという体制を思い出してもらいたいのです。港から、船から降りるとき一歩手前で、相当な対応をされていたのが、画面に映っているのを思い出してほしいのです。

片方で、皆さんの責務で、町民の命を守らなければいけないというものがあるとすれば、対応せざるを得ない皆さんが水際対策をしていない。町民の立場として、言わざるを得ないと思うのです。

ですから、今の時期、今は6月21日ですけれども、3月に国の方針、5月にまた新しい考え方、それはそれでよろしいでしょう。

でも、あえて、その前の時期において町民に求めておきながら、皆さんの危機管理という組織全体の考え方が徹底されていなかったのではないかと、悲しく思うところがあります。

いま一度申し上げます。いざとなったら町民の方々、皆さんが頼りなのです。台風が来たときも、雹が降ったときも、皆さんがいるから安心して暮らせる。

ですから、職員皆さんは、もともと町民の命を守る、あえて言えば、財産を守るという責務が根底にあるのではないかということ、いま一度思ってください。

私はこう思っています。勝手な言葉ですけど復活、私は、4月の選挙で議席をいただいで、このような発言ができる場をいただいたこと、町民の皆さんに感謝するところがあります。

でも、誰かが行政に対して、このようなことをしっかりおかしいのではないかと。

行政の役割というのは、政策的なこともあるでしょう。選挙で町長という立派な方を選んで、町議会議員は、その政策に対してチェックを入れる、監視をしていく。

町民の方々、国会議員を選ぶのとは違う、相反する選挙をやっているんじゃないんです。

というのは、国会は、議院内閣制といって、議員の中から総理大臣、仲間うちからトップを選び直す。だから、与党、野党、政党というものが重要な役割を果たしている。

でも、地方議会、道とか県も含めて、直接長を、美幌町の場合は、町議会議員を選んでいる。役割がみんな違う。

私の記憶違いがあれば、数字がもし間違っていたら訂正してください。税金の話に触れさせていただきませんが、その中で、少なくとも収入の約6%を町民税という税金で納めている。

別な税金、道民税は収入の4%ぐらいだったと思いますけれども、その意味で私は、町民から雇われている。行政をチェックしなければいけないという役割として雇われている。

もちろん、行政の皆さんもそのような形の中で、直接、町民ができない仕事を町民の税金という形で給料をいただいて、特殊な仕事を任せられていると、私は思っています。

これも市町村の役割として、いま一度思い出していただきたいことでもあります。

話は長くなりますが、残念であります。

ただ、残念だということをきちんと言っておかないと、町民は、議会に対しても、町政に対しても、案外素朴な疑問点を抱いています。

これは質問ではないですよ、流れの過程として聞いてください。

今のコロナもそう。町民には消毒してください、検温してください。でも、職員はしない。いや、見ていない場合もあります

が。

でも、信頼関係はしているものとして、町民も役場に来ているわけですよ。どこに信頼関係を持てますか。

それから、ついでに言うておきますけれど、町民は本当に素朴な疑問を持っています。3月、4月、その時期にマイナンバーカード、住民票を取りに来る方、転入転出を含めてたくさんいる。目の前に廊下があって、職員が見た目はたくさんいる。

これが国保病院なら違います。どうしてもお医者さんという先生に診てもらわなければならない、その先生にですよ。待たなければならないという心得がありますけれども、なぜ経験豊かな。

例えば、住民係のことを言います。民間であれば、たくさんの方が待っていたら、経験者がいたら、住民票をチェックできて発行できるなら、即応体制で対応していただけないものかということも含めて、素朴な疑問点。

それから、頭の上から何らかの音が流れている。職員の担当の方が名前を申し上げる。でも、待っている方が聞きづらい。熱心な担当者は本人に対して近寄ってきて耳打ちで、でも、上から音が鳴っていて、何らかの宣伝が流れていて聞き取りづらい。自然と声が大きくなる。声と声が重なって何を言っているか分からない。これも話の過程として、疑問に思っていることです。

話を元に戻します。

今、三方の名前を言わせていただきました。私があえて聞いたのは、今の時期に示された国の考え方ではなくて、ちょっと時期のずれがありましたけれども、まだ国の考え方が示されていない段階での市町村の責務という意味で、何か職員の方々、意識が足りないのではないか、町民から言わせると、別世界の人たちなのですかということでもあります。

違うでしょう。町長も含め、副町長も含め、教育長も含め、基本は、美幌町の町民

なのです。町民というものが根底にあるなら、同じルールでやっていかなければ、安心感はどこで持てますか。

また話はちょっと逸脱しますが、運転免許がある人は運転するでしょう。基本的に、センターラインより左通行だよという決まりがあるから、交差しても運転できるのです。このルールがなければ、交通事故ばかりだと思ふのです。

このことで時間を余分に使いましたけれども、次に、二つ目の話をさせてください。

その観点から言えば、今後のイベント、今年から焼き肉も復活するでしょう。いろいろなイベントが復活するでしょう。いいことです。

でも、組織というのは、3分の1の人員が麻痺したら機能を果たせないというのが、ある分野の分析です。

例えば、今、ウクライナで戦争がありますけれども、そのような観点とちょっと意味が違いますが、ただ、防疫という意味では目に見えない敵と闘っていかなければならない。

その心構えとして、全体の3分の1が、今回はあえて病気と言いますが、病気にかかったり、機能を果たせなくなったら、その組織はオジャンなのです。

組織自体がオジャンになったら、皆さんはどのように責務を果たすのですかということも申し上げたいのです。

ですから今後、イベント等、そのような観点からも職員の配置、総数の3分の1ということもありますけれども、部署ごとの3分の1。行政は縦割り横割りです。その観点からもぜひ、対応をとっていただきたい。

町長、その辺を一言で、長々とお話ししましたが、市町村の責務も含めて町民の命を守っていく。第三のことはちょっと置いておきますけれども、それには皆さんが、組織が崩壊したら駄目なのだというところを

いま一度、皆さんにお知らせ願いたい。

今日もたくさんの傍聴の方がいらっしやいます。もし僕だったら、傍聴の方をお願いして、コロナという菌、実はぱっと見たら目に見えない、これがもし、刃物を持った人だったら皆さんどのような動きをしますかね。見えないから安心ということではないのですよ。

国が示したことに逆らうつもりはありませんけれども、今、分かっている範囲内で危険だと思ったら、私だったらコロナに移りたくない。

いつとき、1メートル50センチ、2メートル離れて座りましょう、マスクはしましょう、お喋りはしないようにしましょう。どうですか皆さん、目に見えないことは、忘れてしまうのですか。私はとてもそのような勇氣はない。

6月8日の道新の新聞であります。内容的にはいろいろな報道がされていますけれど、コロナは収まっていない。もしかしたら9波、9回目の大きい波が来ますよと。

現実、美幌町の国保病院で感染があった。感染という言葉が適正かどうか分かりませんが、小学校でもあったわけでしょう。

ですから、もう少しそれを踏まえた上で、行政諸氏の方々、いま一度、町民の命を守るという意識、今回はコロナのことを聞いておりますが、台風のときもそうです。雹が降ったときもそうです。大雪が降ったときもそうです。頼りにしているのです。いざとなったら職員さん、夜中でも集まっていただけ。民間では、なかなか居留守を使って来てくれない。職員さんに対しては、本当に頭の下がる思いなのです。自分の家でどんなに困っていても、駆けつけてくれる。でも、今回のコロナに関しては脇が甘い。

皆さんは今、行政側として、美幌町もマスクをつけて対応とらせてくださいと。それは、人に対して移したくないという意味

なのか、移りたくないという意味なのか分かりませんが、どちらにしても私にとってはありがたいことだなと思っています。

目に見えないものが迫ってきているわけですから、私が移すというのではなくて、移りたくもない。長々と話しました。

すみません、自分の時間配分を間違えましたので、次の二つ目にいきます。

二つ目、美幌町現場代理人の常駐緩和の話です。

答弁、そちらの回答を読み上げます。連絡員を工事現場に配置させることとしておりますが、工事の状況により、安全管理等が確保される場合は、監督員と協議の上、連絡員の配置を要さないことも可能と考えます。実はこの答え、私の言っていることとぴったりなのですよ。

それであれば、美幌町の要領の文章を速やかに変えたらどうですか。この文章はこうなのです。「第3条1項、受注者は、現場代理人を兼任する。それぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないようにしなければならない」。これはこれであっているのですよ。でも、答弁からいうと、この文言だけでは直さないといけない。

私の言葉ですけれども、あえて言えば、米印を使うかどうかは別として、この答弁書にあるように確認できたら、人は世代が変わったりすると、この文章どおりに判断する人がいるのですよ。

この文章というのは、現場代理人が不在にするときは、社員をもって連絡員として現場にいさせなさいと書いてあるのです。いや、文字通り見ればです。でも、答弁がその限りでないとするならば、もちろんその限りでないという意味は、安全確保も含めてです。答弁がそのとおりですれば、確認がとれればという追記をしなければいけない。皆さんが追記すれば済む話ですか

ら、何日もかかる話ではないと。

なぜ、これを力強く言わせていただいているかという、今、人口減少の中で職場維持に大変なことが起きています。担当職員、労務者含めて人手不足。

ここまで美幌町が配慮してくれたならば、私の言わんとすること。

例えば、そこに藤原議員という現場があります。こちらに、木村さんという現場があります。同時施工のとき、同時にやるなら、安全管理も全部必要でしょう。でも、木村さんの現場、ほかの要件があって一切手をつけていない。一切です。もしくは、9割仕事があって、6か月間、対応したくても対応がとれない。そのような意味での現象を、現場でも監督員皆さんが経験しているのです。

1点だけ。速やかにこれを追記して、答弁に沿った内容に変える意思があるかないか、それだけお聞かせください。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） まず最初に、コロナ禍での役場庁舎における危機管理という部分でございます。

まず、こちらの部分につきまして、本当に議員おっしゃられたとおり、町民の安全安心、また、命と健康を守るため、美幌町としましては令和2年2月25日、感染症対策本部会議を立ち上げました。町民の感染、また職員の感染等も含めての感染拡大予防の方針を確認し、職員に対しましては、まずは日々の体調管理の徹底、自宅における体温測定、熱があった等の場合については出勤をしないという部分の徹底だとか、先ほどの基本的な感染防止対応の決定、手指消毒、マスクの着用等もそうでございます。

また、議員もおっしゃられたように、感染しない、予防、また、感染させない、拡大防止の徹底をさせていただいているところでございます。

本部会議のあるとき、また、庁内連絡会

議という形で月1回、そのような通知をしているのですけれど、令和2年の3月から今年の5月まで39回にわたりまして、職員に対して周知の徹底を行ってきたところでございます。

そのことが、必然的に行政サービスの提供に支障を来さないという形の対策となりますので、その形をしっかりと徹底して、職場内でのクラスターの発生等がないようしっかりと対応してきておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、対策をしないで庁舎に入っている人を見かけているということでございましたが、その辺は確認がとれておりませんが、しっかりと職員に対して、基本的な感染防止対策の徹底というものを周知していたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

そして、今いただきました2点目の部分でございます。

こちらにつきましては、答弁書の最後に記載しておりますが、当然、現場代理人の件につきましては、今、社会経済情勢が厳しい中で受注機会の拡大を図るという形で、そのような緩和をしているところでございます。

この部分につきましては、個々の事案で変わる部分があるかと思いますが、監督員と協議の上という部分は、要綱の中にただし書で同様の条文を加えて、変更させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大きい項目で一つ残っておりますので、質問させていただきます。

これは、ちょっと整理するために、あえてもう一度言わせてください。

美幌町は空き家を壊す解体工事、そのようなものとか、削孔物の改修工事、簡単に言えば、リフォームに対して補助金を出し

ているという観点での質問ですので、まずそこはお互いはずれないようにしましょう。

それで、もう一度言わせていただきますが、実は、去年の4月1日から、家を改修する、解体する際、その建物にアスベストが入っているか入っていないかをまず調査しなさいと、このようにうたわれています。これは、皆さんも認識がとおりであります。調査は、規模に関係なくです。

そして、今年10月から、たった3坪の家というか、小屋を直すにしても、いいですか、ここがちょっと議論の分かれるところなので、もう一度言います。

改修とか、解体という名前を使っただけで調査しなさいです。規模に関係ありません。今度は規模の話です。

答弁にありました建物であれば、床面積が80平米、簡単に言えば、25坪ぐらいの大きさの改修工事、2階があつて、床面積が下は16坪、上は10坪でも監督署に届けなさい、これが法令です。

そこで話を元に戻します。

これは、会計管理者に聞いたほうがいいのか、総務部長に聞いたほうがいいのか。あえて法令違反している物件に補助金は当たるのですか。

例えば、補助金該当のためには、町民税を納めていることとか、滞納がないこととか言ってるような要件があると思いますが、万が一、調査していなかったら、調査していない物に対して補助金は対象になるのですか。

まず、この感覚をお聞きしておきたい。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 今、議員お尋ねの件でございますが、今回の住宅リフォーム補助金を含めました空家等除却補助金につきましては、その住宅を所有する方に対する補助金でございます、そちらにかかった費用に対して補助するという補助要綱でございます。

今回の法令違反という部分については、施工する事業者に対する義務と認識しており、アスベストの調査報告については事業者には課せられている責務と捉えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私はこのようにお聞きしたつもりです。

報告しなさいという責務は今、副町長がおっしゃったとおりです。でも、法律違反に対して補助金が適当かといったら、普通はこの場面、報告書の写し、確認という意味で求めることができるのです。

今、言っていることは補助金の絡みだから、簡単に言えば、法律違反している物に補助金を出すのかと聞いているのですよ。業者の責任だから関係ないと言うのですか。片や法律違反しておいてという場面もあります。

ですから、法律は猶予を与えて、本当は去年の4月1日からあるものを、今年10月から明確に出しているのです。それが1点。

それから、美幌町の解体工事、物が出たとすれば公になっているけれども、公共事業で発注するときに、あれには調査費が入っていますよね。まずその確認だけ。

法律違反でも払うのかということと、美幌町の公共事業、改修とか解体工事の工事費用に、一応、アスベスト調査しなさいと。私は経験上、入っているなど思っているもので、それは確認程度でいいですから教えてください。

○議長（戸澤義典君） 建築主幹。

○建築主幹（宮田英和君） 公共で発注する物件に対しましては、その調査費は計上されております。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 法律違反、違反でないかということに対しては当然、違反であれば払えないと、そのような回答でござ

います。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ですから、私は補助金という感覚で捉えてくださいということを再度、言わせていただいたのです。

施工業者が行政に報告しろではなくて、補助金の支出に当たって行政が写しを求める。何でもそうです。吉住博幸という人間が、本人がいるのに本人確認書類を求める。俺は本人だよと言ったって、運転免許証のコピーをくださいと、本人が言ってもです。

世の中とは面白いのです。本人よりも書いたもの、写したもの、幾ら口酸っぱく俺は本人だよ、美幌町においては口やかましいやつだよと言っても、職員の方々は、それでも身分証明書を持ってきてくださいと。それと同じように、写しでいいのです。それは補助金対応ですから。

それからもう一つ。もう時間がないから端折って言います。

家を持っている人、簡単に言えば、失礼ですけど空き家を持っている人。面積は忘れましたが、面積の要件があったと思いますけれども、今までは、家が建っていれば土地の税金が6分の1ぐらいになっていました。しかし、これからの法律は、使っていなかったら、空き家にしたらまともに土地代の税金が取られるようにいずれなります。

あえて言えば、私の言葉で恐縮ですが、空き家にして朽ちかけた、今まではほっておいても税金が安いからということですけど、それもまともな土地代になるとすれば、美幌町の補助があるときに、すぐに壊したほうがよろしいのではないかとということも含めて。

それからもう1点、先ほど建設部にお尋ねしました公共事業の解体工事、調査費も工事費に入っているよと。

実は今、約30坪の家を調査するのに

二、三十万円かかります。例えば、3坪の家を壊すのにも、4坪改修するのにも、私がもし頼まれたら、その3坪を基準にしても書類関係は大して変わりませんので、幾ら安くしても15万円はもらいます。3坪の解体費が、書類を検査するだけで10万円。

ですから、その意味でも、見た目の工事費ばかりではなくて、美幌町でさえ工事を発注するときに、調査費含めて工事費とみなすのであれば、法律でがんじがらめになる。その経費も補助金対象として、認めざるを得ないのではないかと思うところがあります。

これは今、お互いの会話の中ですから、今後の行政内部の詰めか話もあるでしょう。

ただ、先ほど言ったように、美幌町の工事を発注するときは、工事の枠組みに調査費が入っている。発注をしておきながら、補助金において調査費は該当しないとなったら、誰もほったらかし。でも、土地の税金はほったらかしでもかかってくる。その辺、研究課題という意味で言っているのです。

今、即答できるならうれしいこともありますけれども、あえて言えば、今の話の大方は、研究課題として踏まえてくれなかったら。

時間はもうなくなりました。もう一度申し上げます。

行政というのは、皆さんが頼りなのです。町民の方々は、自分たちの所得の中で住民税6%を払っているのです。私が口うるさい住民であれば、皆さんの雇用主は町長ではなくて私よという表現を使いたくなるぐらいの思いなのです。

であれば、町民を主体とした流れのいいまちづくり、気構え、そのようなことでお互いに切磋琢磨しながら、調整していったらどうかということをお互いに言わせてもらって、最後に町長、気構えだけでも聞かせてくだ

さい。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私どもの職員は、今まで本当に町民の方々にそれぞれの立場でしっかり対応いただいていると、私は思っています。

部分的に至らない部分もあるかもしれない。ですから、これからも職員一同、本当に町民の方々のために、よりよいまちづくりのために、努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 変な言い方ですけど、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（戸澤義典君） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時15分とします。

午後0時 9分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第3 同意第4号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 同意第4号副町長の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の7ページでございます。

同意第4号副町長の選任について御説明申し上げます。

本町副町長高崎利明氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、高崎利明氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時16分 休憩

---

午後1時18分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第4 同意第5号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 同意第5号監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の8ページでございます。

同意第5号監査委員の選任について御説明申し上げます。

本町監査委員高木清氏は、令和5年6月22日をもって任期満了となることから、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

識見を有する者。



氏名、西村与志博氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第5号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は提案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 議案第25号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 議案第25号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の9ページをお開きください。

動産の取得について御説明申し上げます。

議案第25号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとします。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、議案第25号関係。

動産の取得について。

除雪トラック1台の購入で、平成14年度購入の除雪トラックの更新であります。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、令和5年5月17日。

指名業者名は、UDトラックス道東株式会社ほか記載の3社であります。

取得の金額、5,511万円。

参考であります。消費税抜きの額は5,010万円。

落札率は96.6%であります。

取得の相手方、北見市東三輪1丁目28番地2、UDトラックス道東株式会社北見支店、支店長前田透であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和6年3月30日であります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1点ほど説明を求めたいと思います。

納期が令和6年3月30日。たまたま機種からいうと除雪したい時期、まだ多少あるのかもしれないけれど、やはり思いとしてこの設定というのは、今、このような時代ですけれども、お願いしたら納期が早まる可能性は大だと思います。

せっかく除雪車を買うわけだから、その辺の努力という意味で、こちらが提示した納期なのかどうかも含めて、納期の設定についてお聞かせいただけるものであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

納期につきましては、現在まだコロナの影響もあり、物流等々の遅れ等も鑑みまして、長くとっているところでございます。

もちろん、業者とも話す中で、早く納入していただける分には早く納入していただ

いて、今シーズンに間に合えば一番いいとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 概要を見て大体分かるのですが、除雪車は、本体だけでなくプラウだとか、腹の下だとか、そのようなものがついているのかどうか。

また、附属品と言えいいのでしょうか、本体と附属品、今、現行使われているものが使えないのかどうか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

今回の除雪車につきましては、議員おっしゃるとおり、前のプラウと腹の路面整正装置がついたもので購入する予定でございます。

現在、これが入りました売払い対象となりますダンプにつきましても、使えていないわけではないので、もし新しいものの納期が遅れましても、今年の除雪には使う予定で動いております。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） ちょっと私の聞き方が間違ったかもしれないですね。

本体をそのまま使えという話ではなく、その附属部分、腹の下のものはいろいろと加工をしなければならぬので、相当お金がかかりますから、この部分は除いてもプラウの部分だけ、これはすぐ着脱できるはずですよ。

本体の車は、夏はまた別の用途に使えますから、前についているプラウを新しく買わないで、古いやつをそのまま使えなかったのかと。

それであれば、少しでもお金が安く上がりますから、その思いで聞いたのですけれど、いかがでしょうか。

ども、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） プラウにつきましては、更新して売り払うダンプのほうをプラウつきで売り払っている状況ですので、新車で購入するときもそのような購入の仕方をしている現状でございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第25号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第26号

○議長（戸澤義典君） 日程第6 議案第26号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書の10ページになります。

議案第26号動産の取得について御説明を申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料2、議案第26号関係。

各小中学校用電子黒板一式であります。

納入場所は、町内5校の小中学校になります。

動産の概要であります、電子黒板75

V型、標準スタンド付であり、台数は21台。

小学校12台、中学校9台であります。

昨年度から整備を進めているものでありまして、今回の整備で終了となります。

機種はエルモ社製、実物投影機つきとなります。

入札年月日は、令和5年5月17日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の4社でございます。

取得の金額、1,771万7,700円であり、落札率は98.97%になります。

取得の相手方は、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山武徳でございます。

契約保証金は免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和5年9月29日とする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 1点だけ教えていただきたいのですが、5校に納入されるということですが、例えば、美幌小学校に何台とか、この5校の内訳を教えてください。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 電子黒板の購入台数の学校別内訳でございますけれども、美幌小学校が5台、東陽小学校が5台、旭小学校が2台、美幌中学校が4台、北中学校が5台の合計21台となっております。

よろしく願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） この電子黒板の標準的な耐用年数というのは、何年ぐらい使

えるのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 耐用年数でございますけれども、税法上では5年になっておりますが、耐久的にはそれ以上使用できる機器と思われまますので、使用できる限りは使用していきたいと考えております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第27号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 議案第27号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の11ページになります。

議案第27号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料3、議案第27号関係。

工事名は、旧ゆうあいセンター解体除却工事であります。

今回の工事は、令和3年10月に行政財産としての用途を廃止し、普通財産として管理する旧ゆうあいセンターの敷地を有効利用するため、敷地内にある建物を解体除却するものであります。

工事の場所、美幌町字新町1丁目37番地2。

工事の概要であります。昭和55年建築の旧ゆうあいセンター、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積692.02平方メートル、ほか車庫、倉庫・犬舎、その他附属施設を解体除却いたします。

解体後の敷地につきましては、砕石舗装仕上げとし、国保病院の職員駐車場として利用する予定であります。

入札年月日は、令和5年5月17日。

指名業者は、株式会社ダイイチほか記載の11社であります。

契約金額は9,053万円。

落札率は97.78%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字美禽289番地6、株式会社ダイイチ美幌支店、取締役支店長田辺秀昭であります。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日は、議決後本契約による。

工期は、本契約後180日。

本日、6月21日に議決をいただき契約を締結いたしますと、工期は令和5年12月8日となります。

以上、御説明をいたしました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 解体除却後は砕石舗装仕上げと説明ありましたが、舗装面積はどの程度の規模なのか教えてください。

○議長（戸澤義典君） 建築主幹。

○建築主幹（宮田英和君） 敷地面積でございますけれども、2,584.52平米でございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第27号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第28号

○議長（戸澤義典君） 日程第8 議案第28号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書の12ページになります。

議案第28号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願います。

資料4、議案第28号関係。

工事名は、リリー山スキー場リフト電動機等交換修繕であります。

工事の場所は、美幌町字美禽175番地の1。

工事の概要は、リフト機器の動力の心臓部である電動機やリフト制御盤といった付帯設備の機器更新のほか、機器更新に伴う運転室の整備など、記載の工事内容となります。

入札年月日は、令和5年5月26日。

指名業者は、JFEプラントエンジニア株式会社

会社ほか記載の4社でございます。

契約金額、6,435万円。

落札率は80.58%になります。

契約の相手方は、東京都台東区蔵前2丁目17番4号、JFEプラントエンジニアリング株式会社、代表取締役社長澤田宏でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和6年12月20日までとする。

以上、御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第28号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第29号

○議長（戸澤義典君） 日程第9 議案第29号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の13ページになります。

議案第29号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について御説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する

同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

変更内容について御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料5、議案第29号関係。

美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

変更目的であります。令和3年9月に、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする過疎計画を策定いたしました。令和5年度の過疎債の起債申請におきまして、過疎計画に登載されていない事業があることから、事業の追加、変更いたしたく、過疎計画の一部変更を行うものであります。

変更内容であります。令和5年度におきまして、過疎債を財源に実施する道路及び橋梁の整備につきまして、参考資料に記載のとおり、事業2件を追加するとともに1件の事業内容を変更いたします。

1段目の町道第214号道路整備事業は、栄町1丁目と2丁目、美幌消防署北側の路線で、工事延長は172メートル、道路改良及び舗装を行います。

2段目の町道第532・533号道路整備事業は、報徳、陽光台団地内の路線で、令和3年度から道路改良及び舗装を行っておりますが、工事延長を295メートルから486メートルへ変更し、令和5年度で事業を完了いたします。

3段目の第60号橋長寿命化事業は、都橋東4号線の美幌川に架設されている橋長51メートル、幅員4メートルの橋梁で、長寿命化を図るため令和5年度に実施設計を、令和6年度以降に橋梁工事を実施する予定であります。

根拠法令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法であります。

以上、議案第29号について御説明をいたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第29号美幌町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第30号

○議長（戸澤義典君） 日程第10 議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の15ページになります。

議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、美和・栄森辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

今回策定する総合整備計画は、辺地債を活用して公共的施設を整備する場合、今後5年間の整備計画を定め事前に総務大臣へ提出しなければならないことから、議会の議決をいただくとするものであります。

それでは、総合整備計画書案につきまして御説明いたしますので、16ページをお開き願ひます。

1、辺地の概況は記載のとおりでありま

す。

2、公共的施設の整備を必要とする事情であります。市街地から約7キロの位置にある美和・栄森地区につきましては、公共下水道の処理区域外であること、冬季間の交通確保及び児童生徒の通学手段の確保が課題となっております。

このため、3、公共的施設の整備計画に示すとおり、令和5年度から令和9年度まで5年間の整備計画期間内に、記載の事業を実施するものであります。

1点目の下水道（個別排水処理施設）は、事業費として2,050万円を、うち辺地債の予定額を670万円と見込んでおり、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する予定であります。

2点目の除雪機械は、平成12年に導入した除雪ショベルを令和7年度に更新いたします。

事業費は4,770万円、国庫補助795万円を除いた3,970万円を辺地債で申請する予定であります。

3点目のスクールバスは、平成14年1月に導入した29人乗りのバスを令和8年度に更新いたします。

事業費は1,200万円、その全額を辺地債により申請する予定であります。

以上、議案第30号につきまして御説明をいたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 1 議案第 3 1 号

○議長（戸澤義典君） 日程第 1 1 議案第 3 1 号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の 17 ページになります。

議案第 3 1 号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 7 ページをお開き願います。

資料 6、議案第 3 1 号関係。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和 6 年 4 月から医師の働き方改革による時間外労働規制が施行されることに伴い、夜間、休日の宿日直勤務に係る労働時間のうち、実働していない待機時間については、その規制の対象外とすることができる労働基準監督署による宿日直許可の申請を行い、許可を得ることで、医師の時間外労働を規制の範囲内とするものであります。

許可申請に当たりましては、許可の基準となる条件を満たす必要があり、現在の宿日直手当の支給額はその基準を満たしていないことから、今回、宿日直手当の額を改正しようとするものでございます。

医師の時間外労働規制は、常勤医師の労働時間以外にも現在、週末の宿日直に従事いただいている大学医局等からの派遣医師

の労働時間にも影響が及ぶため、夜間、休日の救急医療に支障が出ないように、宿日直許可を得る必要があると考えているところでございます。

改正内容であります。宿日直手当を増額改正するものになります。

病院に勤務する医師の宿日直手当の勤務につきましては、現在、勤務 1 回につきそれぞれ 2 万 1,000 円を支給しておりますが、宿日直許可の申請に当たり、基準となる宿日直手当の最低額は、賃金の 1 人 1 日平均額の 3 分の 1 以上支給していることが必要とされているため、今回、勤務 1 回につき 5,000 円を増額し、2 万 6,000 円にするものであります。

参考資料 8 ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、労働基準法、労働基準法の施行に関する件。

施行日は、令和 5 年 7 月 1 日であります。

以上、議案第 3 1 号につきまして説明をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 3 1 号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 2 議案第 3 2 号

○議長（戸澤義典君） 日程第12 議案第32号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の18ページになります。

議案第32号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の9ページをお開き願います。

資料7、議案第32号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の税条例の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、大きく3項目でございます。

一つ目は、個人町民税であります。森林環境税の賦課徴収開始についてでございます。

森林環境税につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税で、令和6年度から賦課徴収が開始されるものでございます。

その賦課徴収につきましては、一人当たり賦課されます年額に一律1,000円を、市町村が現在、賦課徴収しております町道民税均等割の枠組みを用いまして、通常の均等割とあわせて市町村が賦課徴収することになることから、今回、徴収の方法を定めるなど所要の改正を行うとさせていただきます。

また、資料に図で掲載してございますが、図の左側にありますとおり、賦課徴収

されましたその税収につきましては、全額を市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入れることとなっております。

そして、図の右側にありますが、国に一旦集められました森林環境税の全額は、各市町村やそれを支援いたします各都道府県に対しまして、客観的な基準で森林環境譲与税として配付されるものでございます。

なお、この配付される森林環境譲与税につきましては、森林現場の課題に早期に対応する観点からも、今回の森林環境税の課税に先行して、令和元年度から開始されているものでございます。

この譲与税の配付を選考するに当たりましては、現在その原資は、国の交付税及び譲与税特別会計における借入れなどで対応されているところでございますが、今後、令和6年度以降につきましては、今回の森林環境税による税収を基本として進められることとなるものでございます。

なお、現在、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のため、個人町民税の均等割と合わせまして、復興増税として年額1,000円が賦課徴収されてございますが、こちらにつきましては、本年度、令和5年度をもって終了となりますことから、納税者の新たな負担増は生じないものとなっております。

次に、二つ目でございますが、軽自動車税（種別割）についてでございます。

特定小型原動機付自転車の創設に伴う改正についてでございますが、このたび、道路交通法の一部改正によりまして、令和5年7月1日から新たに特定小型原動機付自転車の区分が創設されることに伴いまして、軽自動車税における区分の見直しが行われることとなりますことから、必要な改正を行おうとするものでございます。

特定小型原動機付自転車につきましては、資料にも記載してございますが、最高速度20キロメートル以下などの一定の基準を満たすもので、主に電動キックボード



等が対象となるところでございます。

これらにつきまして、資料に表で記載してございますが、これまではエのミニカー3,700円に区分されてございましたものが、令和6年度課税分からアの50cc以下、2,000円の区分に見直され、移行となるものでございます。

最後、三つ目でございますが、その他といたしまして、地方税法の改正に伴う引用条項、字句の整理を行おうとするものでございます。

根拠法令は地方税法。

施行日は、個人町民税につきましては令和6年1月1日、軽自動車税種別割につきましては令和5年7月1日でございます。

なお、参考資料10ページから17ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第32号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ざっくばらんに聞きます。

今回の森林環境税、これが森林環境譲与税と形が変わるのですけれど、今現在、美幌町でどのぐらいのお金が入ってきたのか。

それと、今回、納税者から1,000円ということなのですけれど、おおむね美幌町の町民がどのぐらい払って、この環境関係のお金が幾らぐらい入ってくるようになるのか、分かればお願いします。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年から令和4年まで譲与税として美幌町が受け取りました金額につきましては、1億2,328万2,000円となっております。

そのあと、令和5年につきましては4,220万4,000円、令和6年度に関しましては5,179万6,000円と試算が出ております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） 森林環境税の課税の見込みでございますが、現在、今年度の均等割の人数でいきますと9,275人で予算計上させていただいております。

したがって、来年度につきましてもおよそ900万円程度の収入があるものと予算をしております。

お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 軽自動車で新たに電動キックボードというのが創設されるということです。私はよく分かりませんが、当然、軽自動車の課税物件になるということで、ナンバープレートをつける場所はどこにあるのですか。

よく分からないので単純な質問ですけれど、取り付ける場所についてどこなのか教えてください。

○議長（戸澤義典君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） 電動キックボードということで、取付け場所はメーカーによって変わってくるかと思いますが、今回この課税に当たりまして、およそ10センチ角の新たな規格のナンバーが設定されるということです。

周囲から見えるようにということで、恐らく後ろないし前に表示するような形になるのではないかと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 施行が7月ということですので、税務課で何台か分かりませんが、既にナンバープレートを発注し

て、保管して取り付けるということ。

例えば、実際に私がキックボードの所有者だとすれば、役場に持ってきてその場で取り付けるのか、それとも、所有者である私がいただいて取り付けるのか、その辺についてお知らせください。

○議長（戸澤義典君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） お答えいたします。

ほかの原動機付自転車もそのようになっているのですが、申請をいただいたお客様にナンバーをお渡ししまして、お客様のほうで取付けしていただく形になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第32号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第33号

○議長（戸澤義典君） 日程第13 議案第33号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の21ページをお開き願います。

議案第33号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の18ページをお開きください。

資料8、議案第33号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の申請区分等を整理するほか、簡易に認定基準の適合確認ができる誘導仕様基準が新設されたことに伴い、新たに認定に係る手数料の設定を行うものです。

改正内容であります、一つ目は、申請区分を表に記載のとおり改正するものでございます。

二つ目といたしましては、別表中の35及び36の項につきまして、表に記載のとおり手数料の設定を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、26ページから37ページを御参照願います。

根拠法令等は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則で、施行日は公布の日でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第33号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は14時15分とします。

午後2時 1分 休憩

---

午後2時15分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第14 議案第34号

○議長（戸澤義典君） 日程第14 議案第34号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の31ページになります。

議案第34号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,496万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,435万6,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、42、43ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、1、政策推進事業費の増、業務等委託料、移住相談拠点施設運営等業務委託料は、本年4月にオープンいたしましたワーキングスペースKITENの運営体制の強化、利用環境の整備を図るため、665万

7,000円を増額するものであります。

現在、地域おこし協力隊2名で施設の運営に当たっておりますが、9月から3名体制といたしたく、地域おこし協力隊1名を任用するための経費を計上いたします。

また、サテライトオフィスとして利用する契約企業のニーズに対応するため、パーテーション6枚とキャビネット2台を設置するほか、大型備品を収納する物置と駐車場案内看板の設置、カフェ機能の充実を図るための備品を購入するなど、利用環境の整備を図ってまいります。

次に、9日財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金の200万円は、2件の御寄附がございましたので、財政調整基金へ積立てをいたします。

御寄附の内訳であります。5月8日に株式会社北杜設計様から、町制施行100周年を迎えた美幌町のために役立ててほしいと100万円を、5月22日、株式会社道央環境センター様から、美幌町のために役立ててほしいと100万円をそれぞれ受領してございます。

なお、参考資料の38ページ、資料9に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、中段の2項徴税费、1目税務徴税费、1、町税等課税事務費の増、業務等委託料、税制改正対応プログラム改修委託料の275万円は、令和6年度の当初課税から義務化されます個人町民税特別徴収税額通知の電子通知に対応するための経費になります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、3目の高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業費の増、扶助費、温泉入浴料助成につきましては、要介護認定者の健康増進及び介護者の負担軽減を目的に、峠の湯びほろを利用する際の温泉入浴料について、その半額を助成いたします。

要介護1から5の認定を受けている53

2名が対象で、事業を開始する7月1日から年度末までの9か月間、対象者の全員が月1回、峠の湯びほろを利用することを見込みまして、所要額143万7,000円を計上してございます。

次に、下段の2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、償還金利子及び割引料215万6,000円は、令和4年度に実施した低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の給付実績が確定いたしましたので、交付済みの国庫補助金を返還するための予算措置になります。

次に、44、45ページになります。

1番上になります。

4、子育て支援センター運営事業費の増、工事請負費、一時預かり保育室改修工事につきましては、一時預かり保育の受入れを拡充するため、コミュニティーセンター内の和室2部屋を保育室へ改修するもので、1,650万円を予算計上してございます。

参考資料の39ページに平面図を掲載しておりますが、改修する面積は64.04平方メートル、内部造作、内装、電気設備、給排水設備の各工事を行うもので、年度末までに工事を完了し、令和6年度から一時預かり保育の受入れを拡充できるよう準備を進めてまいります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の2、予防接種事業費の増、5,964万9,000円は、新型コロナウイルスワクチンにつきまして、特例臨時接種の期間が令和5年度末まで延長されましたので、追加接種に係る経費を予算措置いたします。

春夏接種として、65歳以上の方、基礎疾患を有する64歳以下の方並びに医療従事者等を対象に現在、ワクチン接種を進めておりますが、8月末までには終了する見通しにあります。

また、秋冬接種として、全年齢を対象に

9月からワクチン接種を開始できるよう準備を進めてまいります。

医療従事者等の接種は9月4日から、一般向けの集団接種は9月30日から、しゃきとプラザ集団健診ホールを会場に週末の2日間実施する予定であります。

補正予算の主な内容でございますが、事務事業協力報償は、集団接種に従事される医師、施設入所者に対応する看護師の報償費を計上しております。

広告料は、ワクチン接種の予約受付、接種勧奨を周知するため、地元紙に掲載する広告費用になります。

ワクチン接種委託料は、産学医と医師会に依頼する集団接種及び医療機関に依頼する個別接種に係る委託料をそれぞれ計上しております。

なお、ワクチン被接種者送迎委託料につきましては、接種会場への交通手段のない高齢者がタクシーを利用する際の費用を町が負担するものでありますが、国庫補助対象外となりますので、一般財源により実施いたします。

次に、中段から下の6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、8、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金9,440万6,000円は、農林水産省の事業採択の割当て内示を受ける見込みであることから、実施主体に対し間接補助を行うための予算措置になります。

事業内容であります。バレイショの病害虫抵抗性品種の普及拡大、てん菜から需要の高い作物への転換、豆類の安定生産対策、労働負担軽減対策、以上の取組を推進する実施主体に対し事業費の2分の1、あるいは定額を補助するもので、JA美幌ほか農業9団体に補助金を交付いたします。

次に、9、麦・大豆生産技術向上事業補助金1億7,141万2,000円につきましても、農林水産省の間接補助であります。

事業内容であります。国産の麦・大豆

の生産性向上を図るため、排水対策技術の導入や土壌診断に基づく土づくり、最適な施肥の実施などに取り組む農業者を支援するもので、実施主体となる美幌町農業再生協議会に対し、事業費の一定額補助金として交付されます。

1番下の10、産地生産基盤パワーアップ事業補助金1,410万円は、麦・大豆の生産技術向上を図るため、農業機械の導入費用の2分の1以内を国が補助するもので、農林水産省の間接補助になります。

事業内容であります、トラクター及び土壌の排水性や透水性を高めるため、耕盤層を破砕する農業機械サブソイラを導入する町内の農業法人1社に対し、補助金が交付されるものであります。

次に、46、47ページになります。

1番上の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、5、堤内排水対策事業費の増、機械器具66万円につきましては、定期点検により水中ポンプ1台にコイルの劣化が判明し、モーターの焼損、漏電の危険性があることから、樋門の管理に支障を来すことがないように、水中ポンプ1台を更新いたします。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、1、教育振興事業費の増、補助金10万円につきましては、創立100周年を迎える北見柏陽高等学校に対しまして、記念誌作成費用の一部を助成するための予算計上になります。

その下の2項小学校費、1目学校管理費、2、小学校スクールバス運行事業費の増、修繕料の43万3,000円は、スクールバス送迎時の児童生徒の置き去り事故を防止するため文科省の省令等が改正され、園児等の送迎用バスに安全装置を装備することが義務化されたことから、スクールバス3台に降車時確認式装置を装備するための費用になります。

小中学生の送迎用バスのうち、安全装置の装備が義務化されるのは、特別支援学級

の送迎で使用する車両1台になりますが、スクールバスには低学年の児童も乗車いたしますので、全ての送迎用バスに安全装置を装備し、安全対策の強化に努めてまいります。

次の3項中学校費、1目学校管理費、2、中学校スクールバス運行事業費の増、修繕料48万2,000円につきましても、小学校費と同様でございます。

下段の4項社会教育費、5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の増、消耗品費の6万円は、図書館の蔵書充実に役立ててほしいと御寄附がございましたので、図書を購入するための費用として予算を措置いたします。

3月9日、報徳在住の大屋委代様から1万円を、5月19日、美幌仏教団様から5万円をそれぞれ御寄附いただいております。

1番下の5項保健体育費は、次のページ、48、49ページになります。

1目の保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、補助金、スポーツ団体合宿事業補助金70万円は、札幌大学サッカー部の合宿受入れに係る補助金の計上になります。

9月13日から18日までの6日間、35名前後の学生が町内に宿泊し合宿を行うことから、会場費や栄養補給費、送迎バス借上料など、合宿経費の一部を補助するものであります。

次に、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の増、教育備品30万円につきましては、松緑神道大和山美幌支部様から、スポーツ振興に役立ててほしいと30万円の御寄附がございましたので、マッサージチェア1台、ゴムマット一式を購入するための予算になります。

次の3目学校給食センター費、1、学校給食運行事業費の増、賄材料費6万5,000円は、美幌高校支援の一環として、生徒が生産した小麦を使用して商品化された美

高ラーメンを給食提供する費用になります。

食育の推進を図るとともに、魅力ある高校づくりと生徒確保に向けた支援策に係る取組で、生徒及び教職員に提供するラーメン215食分を計上してございます。

続いて、12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当822万5,000円は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に従事する職員の時間外勤務手当等の追加になります。

2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、287万7,000円は、ワクチン追加接種に対応するため、会計年度任用職員を雇用する費用などを追加計上するものであります。

続いて、歳入について御説明いたしますので、議案書の38、39ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目の衛生費国庫負担金及び2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る対策費、事業費の全額が国から財源措置されます。

次に、17款道支出金、2項道補助金、1目の総務費道補助金26万4,000円と、一つ飛んで7目の教育費道補助金52万8,000円につきましては、スクールバス送迎時の児童生徒の置き去り事故を防止するため、安全装置の設置費用に対しまして、バス1台当たり8万8,000円が国から定額補助されるものであります。

4目農林水産業費道補助金2億7,991万8,000円につきましては、先ほど歳出で御説明したとおり、産地生産基盤パワーアップ事業、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業、麦・大豆生産技術向上事業に係る農林水産省の間接補助になります。

中段になります。

19款寄附金、1項寄附金、1目の一般寄附金200万円につきましては、5月8日、株式会社北杜設計様から、町制施行100周年を迎えた町のために役立ててほしいと100万円を、5月22日、株式会社道央環境センター様から、町のために役立ててほしいと100万円をそれぞれ御寄附いただいております。

その下の4目教育費寄附金5万円は、5月19日、美幌仏教団様から、図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと5万円の御寄附をいただいております。

次に、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,362万3,000円につきましては、今回の補正予算に係る財源を財政調整基金から繰入れするものであります。

その下の4目福祉基金繰入金143万7,000円は、先ほど歳出で御説明した温泉入浴料助成事業の財源として、福祉基金からの繰入れを行います。

下段の22款諸収入、5項雑入は、次のページ、40ページ、41ページになります。

5目雑入1万5,000円ですが、雑誌スポンサー制度の広告料収入になります。

以上、議案第34号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 43ページの委託料、政策推進事業費665万7,000円と、45ページの4、子育て支援センター運営事業費の増、1,650万円、これについて若干質問したいです。

まず、町長が、選挙があるので、3月議会についてはある程度の予算でと。新町長になったときに、ある程度の政策予算で多く出るのかなと思った中で、たまたま3月

予算に計上していない新たな形での計上ということで、この2点についてちょっと気になって質問します。

まず、43ページについて。

KITENの改修工事については、建設会社も、設計会社も含めて国の補助の中で、プロポーザルも含めた形で取り運んだと。そして、3月で終わったはずが、この間の委員会の中で、実は物置が足りなかった、コーヒーメーカーが必要になった、駐車場の外構整備をしたのに、駐車場の看板が足りなかったと。3月議会であれだけ説明しておいて、6月になったら。

財政運営計画では、6月は追加予算しないと。ただし、政策上必要なものが政策会議でありますよと。僕たちも3月の段階で終わったつもりが、いきなり今になってあれだったこれだった、ちょっと考え方がどうなのかなと。

実は、想定していないものが発生したというのは分かるのです。ただ、改修工事のときに物置が足りませんでした、中のパーテーションが足りなかった。そうすると、去年、おととしに見積もった工事費の中は一体何だったのかなと。

美幌町の予算は少なかったですけど、何かこう腑に落ちない。逆に言えば、これから幾らまたお金が出るのかなと。

ですから、政策的にどのような会議だったのか。今回、この政策会議に追加予算を決めますから、本当にこの中で今後まだまだ何を想定しているのか。

追加されたときに、まだまだ対応しないといけなくなるのであれば、1回どこかで精査して、しっかり見直したほうがいいのではないかなと思うのです。その辺の覚悟があるのかどうか、まず、この43ページの1点目。

次に、45ページ、コミセンの一時預かり保育室改修工事。

これも3月議会での工事計画の中には全然、説明もされていなかったと。そして、

この2か月間で突如必要だと。

同じく、先ほどの質問と同じで、予算があるからできるのですけれど、いきなり予算が出てくるのだと。

この計画、この計画といったときに、3月議会で僕たち議会議員に対して、このようなものが春先に出てきますよということを追加説明してもよかったのではないかと思うのですけれど、その辺、まず大きくどうでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 私から政策推進事業費の委託料の増額について、御答弁をさせていただきます。

確かに、3月の議会では特段触れていなかったのですが、新年度予算の予算審議の中で、私が答弁したことを記憶しているのですが、この施設は本年4月オープンということで、走り出しながら必要なものはその都度、考えていきたいという御説明はさせていただいたかと思えます。

それで、先ほど予算の概要説明の中で触れましたが、今回1点として、地域おこし協力隊2名でスタートしたわけですが、実際に4月、5月の2か月御利用いただく中で、2名ではなかなか難しいということが分かってまいりました。

ここは当初の見込みが甘いと言われれば、そのとおりでなという反省はございませぬけれども、より多くの方に利用いただくことで、何とか名称のとおり、まちづくりの起点となるような施設運営をしたいということで、地域おこし協力隊1名を9月から追加するための費用としてこの委託料に計上してございます。

それから、議員から今、御指摘あったとおり、パーテーションとかキャビネットも当初から見込むべきだと。これは、全くそのとおりでなという思いもありますけれども、実は、こちらは契約される企業様から、常駐企業というのでしょうか、サテライトオフィスとしてあの施設を利用したい

と。

それについては、パーテーションで一定程度間仕切りをした中で、業務ができるような環境を整えてほしいという御要望も承っておりますので、こちらは、今回そのような備品をそろえることによって、さらに多くの企業からも利用いただける施設になり得ると判断の下、今回、補正予算を計上するところでございます。

あと、例えば、駐車場の案内看板。これは当初、設置しなくても十分いけるかなという見通しがあったのですが、実際、分かりづらくて、施設の玄関口まで車が来てしまうということも見受けられます。そこは何とか改善することが必要だということで、新たに看板を設置したいと考えてございます。

主立ったところの理由としては今、説明をさせていただきましたが、確かに当初の見通しが甘いという部分もあろうかと思えます。なんとかここの施設をより多くの皆様に御利用いただくことで、少しでも何か美幌町の新しい取組につながっていければという思いがございますので、どうか御理解をいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） もう1点目の子育て支援センターの改修経費についてでございます。

この経費につきましては、これから今後、福祉部の重点事項になります子育て施策に関わる部分のものでございます。

したがって、今後の本町における子育て施策に関して、今回改選期ということもありましたので、新しい町長の下、どのような展開をすべきかということを決めた上での実施としたいということで、今回、補正予算を計上させていただいたところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 福祉部からの最後のほうの新町長になってからの政策でお願いしたということ、きちんと前もって説明してくれたら分かりやすい。唐突に出てくると、3月になっていきなりお金が出たのか、3月予算は何だったのかとなってしまいます。

僕は、これを直すことは大賛成だし、逆に、この予算で本当に足りるのかということが疑問だったものですから、その積算根拠が間違いないかどうかだけ、最後に確認をとりたいです。

その前に、今、総務部長からもK I T E Nの重要性について話がありました。僕も当然、K I T E Nはまだまだ違う展開をして、頑張ってもらえるはずだと思うのです。

ただ、あの建物と場所から見たら、本当にあそこの場所で足りるのかというのが僕は疑問です。その中で、まだまだ違う展開があるのかということも思っていたのですよ。

それであれば、3月議会で計上された中で終わらせて数年間、様子を見るのかなと思うのではないですか。でも、実は足りなかったと。

だから、先ほど言いましたけれど、今回を機に、本当に足りるのは何か、まだまだ追加されるのか。委員会のときも言いましたけれど、人件費もそうです。2人でやるといったのが、いきなり3人になります。これが、ほかの部局だとか、一般企業の補助金だとかというのは、そのようなことはないですよ。決まりは決まりで、補助金はこれです、補助率はこれです。その部分についての追加はないのです。

でも、行政でやることについてだけは、幾らでも追加が出てくるのですよ。そして、本来、民間がもっと享受されるべきものがされないで、行政の運営にばかりお金が出てくるものだから。

その部分でいま一度、K I T E Nにつ



いては、きちんと事業見込みの予算だとどこかで整理して、今回の予算以外の追加が出ないかどうかという見切りをつけられるものなのかどうか、2点お願いします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御指摘は、重く受け止めたいと思います。

今回、K I T E Nは、幾つか機能と役割を保有した施設としてオープンしているところであります。

今年は、当初予算で委託料に組んでおりますけれども、例えば、この夏にみどりの村を使ってグランピングをお試しでやってみるとか、地域おこしのインターンを呼んで、何かまちづくりに関わってもらえるような仕掛けができないとか、いろいろな可能性も探っていくことも実は考えてございます。その可能性を探った中で、また次の展開ということも考えられるかと思えます。これは、今年度の補正予算ということではないと思いますけれども、来年度以降にまた新しい事業展開ということも当然、考えられるのではないかと受け止めているところであります。

これから先、この施設の経費、例えば、これ以上かかりませんよというお約束はなかなかできないのですけれども、どうか分かっていたいただきたいのは、行政だからどんどん経費が出てくるとか、そのようなことでは決してありません。

今回、予算要求させていただいた中でも、しっかりと検討して、必要最小限を何とか委託料の増額としてお認めいただけないかと、その思いで御提案をさせていただいているところであります。

あともう1点、K I T E Nは、今年4月にオープンしましたけれども、関係人口の創出あるいは移住の促進ということで、大きなテーマを持ってスタートしております。

御承知のとおり、コロナ禍の3年余りの生活は今、ようやく落ちつきまして、社会

経済活動が再開しているということで、他の地域においても本町同様に、関係人口の創出あるいは移住定住の促進に、かなり加速度的にいろいろな事業展開をしようといった動きがあります。

ここは、やはりスピード感を持ってしっかり対処していかなければ、他の地域から乗り遅れてしまうという判断もありまして、今回、補正予算を計上させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 改修の内容についてでございますけれども、主立った改修につきましては、コミセン内の和室C、和室Dの2部屋を一室化することと、床のクッションフロア化や段差解消、冷暖房、沐浴設備、また調乳スペースの新設、それからベビーベッドや遊具などの整備をするものでございます。

先ほど、総務部長から説明がありましたとおり、改修面積は164平米ということで、現在、5名から7名程度の一時預かりをさせていただいております。

改修後につきましては、15名程度をお預かりすることができる予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 実は、今のコミセンの改修のことで気になっているのは、工事期間が長いのですよね。だから、定額でいくと期間が長くされるけれど、短期集中型でしっかりやるとなれば、もう少しお金をかければ短期で終わったのかなと。

僕は、今回も工事はやるべきだと思うのですよ。ただ、その工事の期間が普通の改修工事よりすごく長いものですから、予算が足りなくて長くされたのか、何か気になるのです。

実際、僕も営繕だとか修繕の関係はやっていきますけれども、これだけ期間が長くない

とできないということは、どのようなことなのかなと。予算の影響なのかなと思ったものですから、予算については問題なく考えたというのであればいいのですけれど、ちょっと期間が長いので。

あと、総務部長がおっしゃったK I T E Nについては、僕もまだまだ可能性があるかと読んでいます。

ですから、お金がかかるのか、かからないのか、それともまだまだやり方を変えるのであれば、早めに我々議会にしっかり示してもらえるのかどうか、これだけお願いします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ありがとうございます。

今まで事前の協議というのでしょうか、御説明が足りていない部分もあったと反省はしてございます。

恐らく、議員が御心配されていることと、私たち行政の考えは一致していると思いますので、しっかりその時々において議会に御説明をさせていただいた中で、御理解をいただきながら事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいま、工期の御質問をいただきました。

実際のところ9か月という、普通よりは長い期間になってございます。

原因といたしましては、コミセンの配管上、北側から給水されていて、壁伝いに回っているという構造になってございます。

今回、改修しようとする和室まで水回りを持っていくとなると、下をくぐらせて新たな配管を組まなければならないということです。

その分、時間を要するというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 私からは1点だけ質問したいと思います。

ページ数、49ページになります。スポーツ団体合宿事業補助金70万円についてお伺いしたいと思います。

まず今回、総務部長から札幌大学のサッカー部の受入れというお話がありました。この札幌大学のサッカー部を選定した理由について、お聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 御答弁申し上げます。

まず、合宿の受入れの経緯でございますが、今年の2月に札幌大学のOBである木村議員より、札幌大学企画部地域連携課の学生と地域の人的交流を目的としたE d u c a t i o nプログラムとして、札幌大学のサッカー部の合宿受入れができないでしょうかという申入れがございました。

それを受けまして、町としての合宿受入れの条件も示した中で、日程調整をしていただきました。

正式な日程調整がついたのが3月30日で、連絡をとりまして、その後、地元のサッカー協会と合宿受入れの協議をし内諾をいただきましたので、今回、補正予算を組ませていただいた経緯でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 例えば、この札幌大学以外に、北海道にも全国にもいろいろな大学があると思います。全国の大学に声をかけたとして、同じように美幌町に合宿したい、このような地域連携をとりたいたいといったときも、受入れていただけるのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） こち

らからどの大学ということではないのですが、まずは札幌大学からの申入れがあったということです。

道内では、札幌大学がトップレベルのチームだということもありますので、サッカー協会もぜひ受入れたいという意向でありました。

ほかの大学も受入れはできなくはないと思いますが、今、宿泊場所ですとか、グラウンドの日程調整も含めて検討する必要があるかと思いますが、今回の札幌大学の受入れについては、地元協会と受入れの調整がついたということでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 大学のサッカー部を受け入れることについては、教育委員会をお願いしている話であります。

もともと何で札幌大学かということ、きちんと御理解いただきたいと思います。

今、大学との関わりをいろいろな形で模索しております。その中で、美幌出身の山口昌男さんという方が札幌大学の学長をやられて、日本を代表する学者であったのですね。今、札幌大学にその資料が膨大にあって、美幌と関係を持てないかということ、いろいろ模索しておりました。それは、私も教育長時代からもずっと関係の部分で、美幌を代表する著名な方との関わりをということを考えております。

今回、札幌大学ということで、札幌大学の学長といろいろ話した中で、一遍に何かできるということではないので、できることを一つでも二つでもやりましょうと。

一つは、インターンシップというわけではないのですが、学生に美幌に来てもらうことを勧めたり、それから、山口昌男さんの功績を美幌町の皆さんに知ってもらう一つの関わりとして今回、サッカー部が来ることは可能だと。かつ、地元の子供たちとも交流できるというお話があったので、それで、教育委員会に受入れとしてし

っかりできないかどうかという打診の中で、今進めていただいているという状況です。

その辺のどこでも受け入れるかどうかというのは、私が答弁する話ではないのですが、札幌大学のサッカー部を選んだという一つのきっかけは、今私が言ったことをきちんと札幌大学と大事にしていきたいという思いの中の1項目と御理解いただきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 町長の思いは分かりました。

でも、先ほどの大学の話でつながりという部分でいけば、ここにいる議員で多分大学を卒業されている方もいると思います。

その大学との今後の連携とかということ、がもし可能であれば、その大学と連携を結んで、美幌町のために何かやってあげるといふ大学がもし現れたら、当然、受入れていただけるかどうかの答弁だけ、お願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの関係でございますが、札幌大学の例ではありませんけれども、単なるスポーツ合宿の受入れということではなく、幅広い意味でそのときの状況を見ながら判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江君） 43ページ、先ほどのK I T E Nのお話に質問があります。

総務部長が、可能性があって新しい取組をやられるということだったので、移住定住ということで、K I T E Nの中にいらっしゃるF o u n d i n g B a s eは、高校の魅力化のプロの会社でもある

と思います。

例えば、教育委員会と一緒にあって、寮の問題ですとか、移住定住ではないですけどもみらい留学のこととか、あと魅力の発信とか、その辺の可能性もこの中に入っているのかなと思って、御質問したいなと思いました。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ありがとうございます。

今、議員からお話があったとおり、委託事業者については地域創生というのでしょうか、まちづくりにいろいろ幅広く関わっている事業者さんでありまして、全国各地でいろいろな地域のお手伝いをされている実績もあります。

その中の一つとして、今、例として出された学校の支援、高校の支援という実績もあるように伺っております。

例えば、この辺が美幌の現状をお話した中で、どのような関わり、つながりを持っていただけるのか。ここは、教育委員会とも御相談した中で、何か可能性がないのかというのを探っていきたいと思っております。

また、KITENは、みどりの村の敷地内に立っております。先ほど私は、みどりの村のキャンプ場でグランピングもというお話もしました。このような部分もいろいろ事業を進めていく中で、例えば、みどりの村のリニューアルというのでしょうか、そのようなこともできないのかという、あらゆる可能性を民間の方の知恵も拝借しながら、町としていろいろ考えていきたいなという思いがございます。

この辺は、何か道筋が見えてくれば、早めに議会にも御相談をさせていただきながら、何とか前に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これで言えば、

46、47ページ。

8款、2項、2目堤内排水対策事業費の増、66万円のことであります。

いま一度、内容について確認ということで、私がちょっとぼうっとしていたものだから繰り返してほしい。それに関係して申し上げたいのは、私自信が過去にこのような災害対応ということで、ポンプの購入の在り方とか、発電機だとか、投光器、多数のそのような機器、機材は、1シーズン遅れてから納期だったのですよ。1シーズンといったらちょっと変ですが、台風の時期を越えたときも同じ話をさせてもらいました。

これは、災害対策のために買うのであるから、必要なときにすぐ発注して、1シーズン遅れたら、1シーズン足りなかったら借りてこなければいけないのだから。わざわざ買うのに、1シーズン分の金を、それはリース代でばっくれるかどうかは知らないけれど、そんな無駄なことはやめなさいと。

そして、そのときの答弁は、おべんちゃらだったかどうかは知らないけれど、いいことを言ってくれました。このようなことは遠慮なく議会に相談して、必要に応じて随時と。

それで、私も民間にいるものですから、細かい話は別で、大枠で捉えてください。

私も今、このような発電機とか、モーターとか、投光器、もう1年後の話なのです。例えば、見積りを美幌のカナモトさんに頼む。今、平気で材料としての鉄も手に入りません。その感覚で言えば今回、この予算は額ということではなくて、何を根底に組立てているのかなということが、すごく疑問なのですよ。

先ほど、一般質問でも言いましたが、危機管理という意味の捉え方、今言ったように、せつかく過去にいい答弁、行政側もそうですよねと。何の蓄積もない。

あえて言えば、もう6月の末ですよ。議

会を通して、入札なのか随契なのか分かりませんが品物を、僕の感想で言えば、1シーズン棒に振りますよね。

どちらかというとその辺の話を、皆さん何を学習されているのですかと。皆さん、何かマニュアルはないのですか。過去に一般質問を受けて答弁した、このようなことを聞かれた、このときの答弁の仕方、額は別として予算の提案の仕方。

軽く1回目で終わらせたいと思いますので、お教え願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） まず今回、補正を計上させていただいた経過について、また御説明させていただきます。

毎年春、4月下旬にポンプの点検を行ってございます。今回、今年4月末の点検で、報告は5月に上がりましたが、その際に鳥里樋門に設置している3台のうち1台の電気系統のコイルの劣化があるということで、報告を受けました。

その後、私どもで町内の納入できる業者に参考に聞いて、一応、長くても1か月以内には今回の既製品のものが入るということを聞きました。

また、その際に参考としまして、修繕した場合と新規で購入した場合、両方見積りも徴取しまして、なるべく早い段階でということで今回、計上させてもらいました。

今回お認めいただければ、見積り合わせにより購入させていただいて、1か月以内には納入して設置したいと考えているところでございます。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 安心しました。

このような災害とかいうものは、本当はあってはいけないのだけれど、役に立つという意味では、装備しておかなければいけないのは遠慮なくずけずけと。

逆に、議会でも予算付けという意味では、いろいろな意見があるかもしれないけ

れども、そこが災害対策の準備なのですよ。よく分かりました。ぜひ、早めに発注してやってください。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

9番伊藤伸司さん。

○9番（伊藤伸司君） 47ページの教育振興事業費の増、柏陽高校への記念事業費ということで10万円とあるのですが、これの基礎とか、それから今までの実績、要件があるのかどうか。

管内の全部の高校から申請があれば出すのか、子弟が通っているところなのかという要件があれば教えてください。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） ただいまの御質問でありますけれども、今回の補助金につきましては、町の要綱であります地域団体等記念誌作成事業補助金交付要綱に基づきまして、支出していきたいと考えております。

この補助金につきましては、記念誌の作成に係る印刷製本費2分の1を乗じて得た額で50万円上限となっておりますので、こちらの補助要綱に沿って支出したいと考えております。

また、実績につきましては、柏陽高校から前回、10年前に90周年ということで、こちら10万円、その前も80周年ということで、平成15年になりますけれども10万円の補助をしているという経過となっております。

また、美幌町のほかの町にも補助要望されておりまして、北見市からは50万円、訓子府町、置戸町、津別町、佐呂間町、こちらそれぞれ10万円を補助要望されているという状況となっております。

さらに、ほかの学校等からも要望がありましたら、この要綱に沿って支出できるものは支出していきたいと考えております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） それでは、43ページの町税等課税事務費の増、税制改正対応プログラム。

私、よく聞き取れなかったのですが、先ほどの総務部長の説明ですと、住民税の電子通知とかということでしたので、これがどのような内容なのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、47ページの小中学校スクールバス運行事業の修繕料ですが、置き去り防止の確認装置とは、そもそもどのような内容の装置なのか、その装置の仕組みについて御説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） 上杉議員の御質問にお答えいたします。

今回の税制改正対応プログラムの改修につきましては、令和6年度から住民税の特別徴収の個人宛ての通知の部分が、希望する企業に対しては電子通知が義務化されるというものでございまして、今現在、紙で通知させていただいているものをデータでお渡しするという形に対応するための改修プログラムになっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 学校給食課長。

○学校給食課長（片平英樹君） 2点目のスクールバスの置き去り防止の関係ですけれども、今回取り付ける予定の安全装置は、バスの運行を終えましてエンジンを停止すると安全装置が作動し、車内に取り付ける予定のスピーカーからメロディーが鳴り続けます。

運転手が一番後ろの席に取り付ける予定の停止ボタンを押すことで、そのメロディーが止まる仕組みとなっております。

運行後、必ず後ろの席まで運転手が足を運ぶという動作を行うことで、全ての座席確認を毎回確実にを行い、置き去りを防止する仕組みとなっております。

このメロディーは8分間流れるのですけ

れども、その間に停止ボタンを押さないと、今度は車外にクラクションが鳴って周囲に異常を知らせる仕組みとなっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） まず、電子通知ですけれども、特別徴収で希望されている事業者ということで、個人に対する通知ではなくて、特別徴収義務者であるところに通知されるという意味なのか。それとも、私がどこかの法人の従業員だとすれば、その個人に対して求めがあれば通知が電子の形で来るのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） こちらの通知につきましては、町道民税の特別徴収義務者の方への通知につきまして、会社にはそれぞれの従業員の方の税額の一覧をお渡しする形になります。

そして、従業員の方に関しましては、個別に紙で今年度の税額が幾らです、いついつ天引きさせていただきますという形で、内訳の通知をお渡しさせていただいております。

今回の電子化の部分につきましては、どちらも対応するような形ということになっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 置き去り防止のエンジンを停止した後にメロディーが流れるということで、私は装置ということで、また運転席の方の高いところからカメラか何かで映して、子供がいないかどうかと。

そうではなくて、原始的に子供さんが降りられたらメロディーが鳴って、必ず運転手は一旦、一番後ろの座席まで行って、子供がいないかどうかを目視で確認するとい

うことです。

この金額から言うと、例えば、カメラで運転席側から映して、子供がいないかどうかとか、そのようなことはこの装置の中には入っていないということではないですかね。

○議長（戸澤義典君） 学校給食課長。

○学校給食課長（片平英樹君） 今回、国土交通省のガイドラインで対象となっているのは、自動検知式と今回予定している降車時確認式という装置です。

設置に当たり、運行会社にも事前に相談させてもらい、運転手の業務の負担もありますので、どちらがいいですかというのは御相談させていただきました。

バス会社からは、日常点検というか、必ず目視確認はしているので、降車時認識方式のほうが運転手の業務の負担もないということで、こちらを選定させていただくということです。

また、法改正によりまして、4月から必ず児童生徒の名簿を登載して、運転手は誰が乗ったか、誰が降りたかというのを点呼しなさいということが義務づけになっておりまして、これは4月から既に実施しております。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） それでは、43ページ、19節の扶助費の中で説明を受けました。

これは、温泉の入浴料補助ということで、要介護者だけの補助となっているようですけれども、これがまた別なところで説明を受けたときに1回券のみで、今は定期券というのはないようですが、回数券には適用しないと。

それと、支援者というのですかね、要介護者を介護する方、この方たちにも何か出ていない。この入浴料の助成は、なぜ回数

券は駄目なのか。また、要介護者の支援者はなぜ出ないのか。

この辺を教えていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁させていただきます。

まず、1点目の回数券適用を現在のところ1回券のみという理由でございますが、こちらは実施に当たりまして、指定管理者と協議をさせていただきました。

1回券につきましては、今ある券売機で発券することができるということで、回数券の部分も同時にどうでしょうかという御提案もさせていただいたのですが、回数券は今、券売機では販売することができないと。

そこまでやってしまうと、事務的な部分も含めて非常に難しいということで、まずは、昨年の障がい者と今回の要介護者について1回券で実施させていただき、利用実績等を勘案して再度、指定管理者と協議させていただくということで、今回の1回券の実現に至ったところでございます。

あと、一緒に付添いといいますか介護従事者等々、ヘルパーでお風呂に入らない方については、現在も峠の湯では、家族風呂等も介助のみは料金をいただいているということで、ヘルパー等々は無料という確認がとれておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 回数券のことはまだ腑に落ちないのです。

確かに、今、管理者が大変ですということは分かります。ただ、回数券を今、発行しているのであれば、判こを押すだとか、いろいろ簡単な手段があるはずですよ。町で判こをつくって、出すときに割印を押せばいいのですよ。

僕は、やはり優しい美幌町の政策として

やっていただけるよう、方向を向けていただければと思います。

いま一度、その辺、そのようにやること自体が難しいのか、あるいは、先ほど課長が答弁したように、管理者は今しばらく様子を見てまた考えると言っていますけれども、その前にこちらでいろいろなことを考えてあげて、そのような方々に優しい対応ができることを考えていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいま、議員から御指摘いただいた点につきましては、今回の指定管理者との話合いの中では、なかなか合意点が見つけられなかったというのが現実です。

先ほど課長も答弁いたしました。指定管理者と事務量の軽減ができるのか、お互いの負担がない中で一般町民の方によりよい入浴といたしますか、健康に入浴していただくために方策があるかどうかという部分について、引き続き検討してまいりたいと思いますので、もう少々お時間いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第34号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 日程第15 議案第35号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の51ページになります。

議案第35号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,805万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、議案書の60、61ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、2項、2目高額合算療養費47万9,000円の増額でございますが、まず、この高額合算療養費につきましては、毎年8月1日から7月31日までの1年間による医療保険と介護保険の自己負担の合算額につきまして、7月31日を基準とした世帯単位において、それぞれ所得段階に応じて設定されてございます。自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分を支給するとなっているものでございます。

本年の支給対象世帯でございますが、6世帯ございまして、そのうち1世帯が期間の途中で世帯の異動に伴い、限度額が低い区分へと変更となったことによる補正でございます。具体的には、これまで全体世帯の所得により、自己負担限度額が高く設定されてございました世帯に属していた、医

---

◎日程第15 議案第35号



療と介護サービスを利用されている方が、介護施設への入所に伴いまして、これまでの世帯から分離され単身世帯となり、自己負担限度額が低くなったことによりまして、当初予定しておりました額より高額の給付が生じ予算額に不足が生じたため、増額を行おうとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、58、59ページにお戻り願います。

## 2、歳入。

2款道支出金、1項道補助金47万9,000円の増額につきましては、ただいま歳出で御説明いたしました高額合算療養費の増に伴う保険給付費等普通交付金の増でございます。

以上、議案第35号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第35号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は15時30分とします。

午後3時23分 休憩

---

午後3時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（戸澤義典君） 日程第16 議案第36号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は63ページになります。

議案第36号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、医師の宿日直手当の改正及び出張医師の宿日直回数の変更に伴う給与費の補正を行おうとするものであります。

第1条、令和5年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の給与費の補正に伴い、職員給与費の金額を83万5,000円増額し、12億100万5,000円にしようとするものであります。

次に、64、65ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用の給与費、手当等83万5,000円の増額であります。医師の宿日直手当の改正に伴い、本年7月から翌3月までの宿日直に対応する増額分として58万円を、また、週末の宿日直に従事する出張医師の従事回数が減となる見通しのため、これに対応できるよう常勤医師10回分、25万5,000円を増額し、計83万5,000円の補正を行おうとするものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

---

◎日程第16 議案第36号

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 意見書案第2号

○議長（戸澤義典君） 日程第17 意見書案第2号特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく抜本的改正を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第18 意見書案第3号

○議長（戸澤義典君） 日程第18 意見書案第3号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第19 意見書案第4号

○議長（戸澤義典君） 日程第19 意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定

によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第20 意見書案第5号

○議長（戸澤義典君） 日程第20 意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第21 意見書案第6号

○議長（戸澤義典君） 日程第21 意見書案第6号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第22 意見書案第7号

○議長（戸澤義典君） 日程第22 意見書案第7号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第23 報告第4号

○議長（戸澤義典君） 日程第23 報告第4号令和4年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） この中で、農林水産業費の肥料価格高騰対策支援金給付事業。

これは、繰越して、実際いつ頃に給付されるのか、その時期はいつ頃なのか、分かればお教えてください。

○議長（戸澤義典君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） お答えいたします。

今回の事業の支援対象の肥料は、令和5年度に使う肥料となっております。

今後のスケジュールにつきましては、今年の8月までに申請受付した後、年内の支払いを予定しております。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） それでは、報告第4号令和4年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

---

#### ◎日程第24 報告第5号

○議長（戸澤義典君） 日程第24 報告第5号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について。

配信しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第5号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第25 報告第6号

○議長（戸澤義典君） 日程第25 報告

第6号例月出納検査報告について（2月～4月分）。

配信のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第6号例月出納検査報告について（2月～4月分）はこれで終わります。

○議長（戸澤義典君） 会議を閉じます。

これで、令和5年第4回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時42分 閉会

---

#### ◎日程第26 議員の派遣について

○議長（戸澤義典君） 日程第26 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、配信したとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は配信したとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎日程第27 閉会中の継続調査について

○議長（戸澤義典君） 日程第27 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、配信のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

---

#### ◎閉会宣告

美幌町議会議長

署名議員

署名議員